

新しい原料原産地表示制度

－ 事業者向け活用マニュアル －

平成 30 年 1 月
(平成 30 年 11 月改訂)
(令和 4 年 3 月修正版)

農林水産省

目次

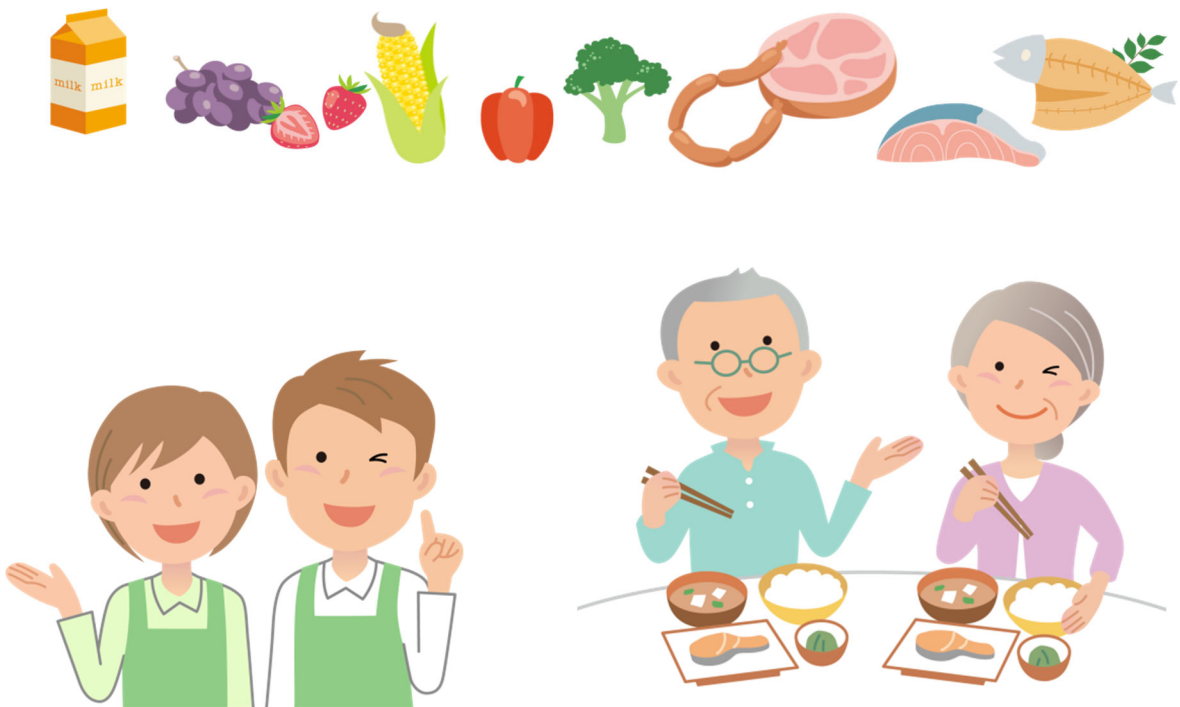
はじめに.....	1
第1章 原料原産地制度の改正内容の概要とポイント.....	2
1. 新しい加工食品の原料原産地表示制度の趣旨・目的	2
2. 新しい原料原産地表示制度の概要（主な改正箇所）	3
3. 新しい原料原産地表示制度のポイント.....	6
第2章 表示方法判断フローチャート.....	27
1. 表示方法判断フローチャート [一般用加工食品]	28
2. 表示方法判断フローチャート [業務用加工食品]	59
3. 表示方法判断フローチャート [業務用生鮮食品]	64
第3章 Q & A.....	67
第4章 関連法令	72

はじめに

本マニュアルは、農林水産省「平成 29 年度 食品表示・トレーサビリティ推進委託事業」により、さまざまな業種の取組事例の取材と、食品関連事業者・団体、学識経験者等による検討会で議論を重ねて作成されました。

作成にあたっては、特に中小規模の食品製造事業者にご利用いただくことを想定して作成しています。

新しい原料原産地表示制度に取り組まれる事業者の皆様にとって、円滑に対応いただく際に参考となるマニュアルとなれば幸いです。



【利用上の注意】

- ・このマニュアルにおいて、「基準」とは、以下を指します。
「食品表示基準」（平成 27 年内閣府令 10 号）（令和 3 年 3 月 17 日改正時点）
- ・このマニュアルにおいて、「Q & A」とは、以下を指します。
「食品表示基準 Q & A」（平成 27 年 3 月）消費者庁 食品表示企画課
（令和 3 年 3 月 17 日改正時点）
- ・上記基準本体及び Q & A 本体は、以下の消費者庁ホームページ（食品表示法等（法令及び一元化情報））から入手できます。最新の改正状況はこちらをご覧ください。
URL : https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/food_labeling_act/

第1章

原料原産地制度の改正内容の概要とポイント

1. 新しい加工食品の原料原産地表示制度の趣旨・目的

昨今ではグローバル化に伴い、食品においても商品の多種多様化やフードチェーンの複雑化、国際化により、国産だけでなく、さまざまな国の原材料を用いた加工食品が流通しています。

そのような状況下において、加工食品の原料原産地表示制度が、平成13年から、個別の8品目について順次義務化された後、平成16年には、従前の原料原産地表示制度の原型となる横断的な要件が定められ、対象が20食品群と4つの個別品目に拡大されました。その後義務表示対象品目が追加され、22食品群と4品目が対象となりました。

しかし、従前の加工食品の原料原産地表示制度では、表示義務のある対象は店舗で陳列販売されている加工食品全体の約11%を占めるにすぎず、自主的に何らかの産地を表示しているものも、約16%にとどまっているなど、加工食品の原材料の産地情報が消費者に十分提供されていると言い難い状況となっていました。^{※1}

また、加工食品を購入する際に、原料原産地名を参考にしている消費者は約77%を占めているという調査結果や、産地情報を入手する手段として「食品に表示されている表示を確認」が約93%、次いで「ホームページを見る」が約18%を占めている調査結果が示すとおり、原料原産地に関しては、消費者の関心も高い状況でした。^{※2}

そこで、原料原産地表示を商品選択に利用している消費者が多いことに鑑み、全ての加工食品を対象に、原料原産地表示を義務付けることが、消費者の商品選択に資することから、平成29（2017）年9月1日、食品表示基準が改正・施行されました。なお、本改正への対応のために一定の経過措置期間が設けられていましたが、令和4年（2022）年3月31日に経過措置期間は終了します^{※3}。

※1：農林水産省・消費者庁「第5回 加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料3「加工食品の自主的表示等の状況調査について」による

※2：農林水産省・消費者庁「第3回 加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」資料1「消費者に対する調査について」による

※3：令和4（2022）年3月31日までに製造した一般用加工食品並びに同日までに販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品に経過措置が適用されます。

2. 新しい原料原産地表示制度の概要（主な改正箇所）

（1）一般用加工食品の場合

	平成 29 年 8 月まで	平成 29 年 9 月以降
対象となる食品	<ul style="list-style-type: none"> 改正前基準の別表 15 の 1～22 に定める加工食品（22 食品群） 改正前基準の別表 15 の 23～26 に定める加工食品（個別 4 品目） 	<ul style="list-style-type: none"> 全ての加工食品（輸入品を除く） 基準の別表 15 の 1～5 に定める加工食品（22 食品群と個別 4 品目）は従前のとおり 基準の別表 15 の 6 に「おにぎり」を追加
対象となる原材料	<ul style="list-style-type: none"> 改正前基準の別表 15 の 1～22 に定める加工食品（22 食品群）に占める重量割合が 50%以上の原材料 改正前基準の別表 15 の 23～26 に定める加工食品（個別 4 品目）の原産地表示対象となる原材料 	<ul style="list-style-type: none"> 加工食品に占める重量割合上位 1 位の原材料 22 食品群および個別 4 品目については従前のとおり 新たにおにぎりの「のり」を追加
表示方法	<ul style="list-style-type: none"> 対象原材料の原産地を国名で表示 国別重量順表示 <p>＞表示する原産地が 2 以上ある場合には、製品に占める重量割合の高いものから順に国名を表示（3 以上の場合には、3 か国目以降は「その他」と表示することもできる）</p>	<ul style="list-style-type: none"> 対象原材料の原産地を国名で表示 国別重量順表示 <p>＞表示する原産地が 2 以上ある場合には、製品に占める重量割合の高いものから順に国名を表示（3 以上の場合には、3 か国目以降は「その他」と表示することもできる）</p> <p>＞対象原材料が加工原材料である場合、製造地を表示</p> <ul style="list-style-type: none"> 国別重量順表示が困難な場合には、「又は表示」、「大括り表示」を行うこともできる 基準の別表 15 の 1～6（22 食品群と個別 5 品目）は従前のとおり国別重量順表示

（2）業務用加工食品、業務用生鮮食品の場合

	平成 29 年 8 月まで	平成 29 年 9 月以降
原材料等 対象となる食品及び	<ul style="list-style-type: none"> 改正前基準の別表 15 の 1～26 に定める加工食品（22 食品群と個別 4 品目）の原料原産地表示の対象原材料となる業務用食品の原料原産地情報又は原産地情報 	<ul style="list-style-type: none"> 最終製品の原料原産地表示の対象原材料となる業務用食品の原料原産地情報、原産国情報又は原産地情報 基準の別表 15 の 1～6 に定める加工食品（22 食品群と個別 5 品目）の原料原産地表示の対象原材料となる業務用食品は従前のとおり

参 考

新しい原料原産地表示制度による表示例

No.	分類	代表的な製品	国別重量順表示で原材料名欄に原料原産地表示をした場合の例
1	麦類	押麦	大麦（国産）
2	粉類	そば粉	そば（中国産）
3	でん粉	コーンスターチ	とうもろこし（アメリカ産）
4	野菜加工品	トマトケチャップ	トマト（国産）、ぶどう糖果糖液糖、醸造酢、・・・
5	果実加工品	いちごジャム	いちご（栃木県産）、砂糖、レモン果汁、・・・
6	茶、コーヒー及びココアの調製品	ココア	ココアパウダー（カカオ豆（ガーナ産））※
7	香辛料	こしょう	ブラックペッパー（マレーシア産）、ホワイトペッパー
8	めん・パン類	うどん	小麦粉（国内製造）、食塩
9	穀類加工品	パン粉	小麦粉（国内製造）、ショートニング、食塩、・・・
10	菓子類	カステラ	卵（国産）、砂糖、小麦粉、・・・
11	豆類の調製品	豆腐	大豆（アメリカ産、中国産）／塩化マグネシウム、・・・
12	砂糖類	砂糖	原料糖（国内製造）
13	その他の農産加工食品	くずきり	ばれいしょでん粉（国内製造）、本葛粉
14	食肉製品	ハム	豚ロース肉（アメリカ産）、糖類（水飴、砂糖）、・・・
15	酪農製品	ヨーグルト	生乳（国産）、乳製品
16	加工卵製品	うずら卵の水煮缶	うずら卵（国産）、食塩
17	その他の畜産加工食品	加糖はちみつ	はちみつ（国産）、水飴
18	加工魚介類	さばみそ缶詰	さば（国産）、みそ、砂糖、・・・
19	加工海藻類	こんぶ佃煮	こんぶ（国産）、しょうゆ、砂糖、・・・
20	その他の水産加工食品	松前漬セット	こんぶ（北海道産）、するめ、・・・
21	調味料及びスープ	めんつゆ	しょうゆ（国内製造）、砂糖、かつおぶし、・・・
22	食用油脂	食用なたね油	食用なたね油（国内製造）
23	調理食品	冷凍ぎょうざ	キャベツ（国産）、豚肉、しょうゆ、・・・
24	その他の加工食品	ビタミンサプリメント	でん粉（国内製造）、・・・
25	飲料等	麦茶飲料	大麦（カナダ産）

注：

- ・赤字は表示の特徴を示しているものであり、実際の製品への表示では、色を使いわける必要はありません。
 - ・重量割合上位1位の原材料に対して、原材料名の後に括弧書きで国別重量順表示をした例です。
 - ・重量割合上位1位が生鮮原材料にあつては、「国名+産」で表示をした例です。
 - ・重量割合上位1位が加工原材料にあつては、「〇〇製造」で表示をした例（※印を除く）です。
- ※印は、加工原材料の生鮮原材料までさかのぼった産地を表示した例です。

参考

求められる食品表示基準への対応（経過措置期間）

※ 令和4年（2022）年3月31日に経過措置期間は終了します。

- ・ 平成29（2017）年9月1日～令和4（2022）年3月末までの期間に製造した一般用加工食品並びに同日までに販売される業務用生鮮食品及び業務用加工食品に経過措置が適用されます。
- ・ 業務用加工食品については、経過措置期間後も、以下のいずれかの対応を行うことで改正前の基準に基づく表示の製品の販売ができます。
 - ①食品の容器包装に表示している場合は、改正後の基準に対応した表示をシール等で作成し、それを貼り付けて販売すること
 - ②規格書等に表示している場合は、古い規格書等を回収（又は廃棄の指示）したうえで改正後の基準に対応した規格書等を販売先に提出すること

👉 Q&A 原原-65 参照



3. 新しい原料原産地表示制度のポイント

新しい原料原産地表示制度のポイントは次のとおりです。新しい制度に従った表示を実施するために実務的に必要な取り組みや留意点等については、「第2章 表示方法判断フローチャート」で解説します。

ポイント 1	全ての加工食品（輸入品を除く）が原料原産地表示の対象になります。
ポイント 2	使用した原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）が原料原産地表示の対象です。
ポイント 3	原則、国別重量順表示です。それが困難な場合には条件に従いさまざまな表示方法が認められます。
ポイント 4	「又は表示」や「大括り表示」を行う場合に、重量割合上位1位の原材料の産地別使用実績（または使用計画）を把握します。
ポイント 5	対象原材料が加工原材料である場合、「製造地表示」を基本とします。
ポイント 6	業務用食品については、最終製品の原料原産地表示の正確性を確保するために必要な産地情報の伝達が必要です。

ポイント 1

全ての加工食品（輸入品を除く）が原料原産地表示の対象になります。

- ・ 国内で製造し、または加工した全ての加工食品（輸入品を除く）が原料原産地表示の対象となります。
- ・ ただし、次にあたる場合は、原料原産地表示の対象外又は省略できます。

<原料原産地表示の対象外>

- (ア) 加工食品を設備を設けて飲食させる場合（外食）（基準 1 条）
- (イ) 容器包装に入れずに販売する場合（基準 3 条）
- (ウ) 原材料に占める重量割合上位 1 位の原材料の原産地の表示（伝達）が他法令によって義務付けられている場合（基準 3 条）
 - i) 「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（昭和 28 年法律 7 号）
例：ワインなど
 - ii) 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成 21 年法律 26 号）（米トレーサビリティ法）
例：米加工品など
- (エ) 食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合（基準 5 条）
- (オ) 不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合（基準 5 条）

<原料原産地表示を省略できるもの>

- (カ) 容器包装の表示可能面積がおおむね 30 cm²以下の場合（基準 3 条）

ポイント 2

使用した原材料に占める重量割合が最も高い原材料（重量割合上位1位の原材料）が原料原産地表示の対象です。

- ・ 使用した原材料に占める重量割合上位1位の原材料（生鮮食品または加工食品（加工原材料））が原料原産地表示の対象となります（水及び添加物を除く）。
- ・ 重量割合上位2位以降の原材料についても、事業者が自主的に原料原産地表示を行うことができます。
- ・ 基準の別表15の1に定める22食品群について、重量割合上位1位の原材料が50%未満のものについては、新しい原料原産地表示制度の表示対象となります。（72頁参照）
- ・ 「おにぎり」が基準の別表15に追加されました。（基準の別表15の6）
 ☞ Q&A 全般-6
- ・ 「おにぎり」に使用した「のり」は、重量割合の順位にかかわらず「のり」の原産地の産地について表示する必要があります。ただし、以下の場合には除かれます。
 - － おにぎり与其他の食材を組み合わせたもの（唐揚げ、たくあんなどの「おかず」と一緒に容器包装に入れた場合）
 - － 酢飯と具材を組み合わせた料理をのりで巻いたもの（巻き寿司、軍艦巻き、手巻き寿司等、いわゆるお寿司に該当する場合）

☞ Q&A 原原-61

【表示例】

名 称：おにぎり
 原材料名：米飯（米（国産））、鮭、のり（国産）、食塩

※「おにぎり」の原材料である「米飯」については、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づき原料米の産地情報を表示することとなります。

対象



対象外



おかずを組み合わせたもの



いわゆるお寿司

ポイント 3

原則、国別重量順表示です。それが困難な場合には条件に従いさまざまな表示方法が認められます。

(1) 国別重量順表示

- 対象原材料の産地は「国別重量順表示」を原則とします。
この場合、対象原材料の産地について、国別に重量の割合の高いものから順に国名を「、(読点)」でつないで表示します。
(基準3条2項の表の原料原産地名欄の1の三)
- 産地が3か国以上ある場合は、従前のルールと同様に3か国目以降を「その他」と表示することができます。(基準3条2項の表の原料原産地名欄の1の四)
- 表示をしようとする時点(製造日)を含む今後の1年間で使用する原材料の産地が、1か国の場合や、2か国以上であっても産地の配合割合が一定している等、産地の重量順の変動がない場合は本表示を行います。
- また、国別の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みがある場合であっても、包装資材の切替え等ができる場合は本表示を行います。

【表示例】

■一括表示枠内に原料原産地名欄を設けた場合の表示例

1か国を使用した場合

名称:ウインナーソーセージ
原材料名:豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・
原料原産地名:アメリカ(豚肉)

2か国を使用した場合

名称:ウインナーソーセージ
原材料名:豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・
原料原産地名:アメリカ、カナダ(豚肉)

3か国以上使用し、3か国目以降を「その他」と括った場合

名称:ウインナーソーセージ
原材料名:豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・
原料原産地名:アメリカ、カナダ、その他(豚肉)

■原材料名欄に原材料の次に括弧書きをした場合の表示例

1か国を使用した場合

名称:ウインナーソーセージ
原材料名:豚肉(アメリカ)、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・

■一括表示枠内に表示することが困難で、記載箇所を明記のうで別の箇所に表示した場合の表示例

4か国を使用し、3か国目以降を「その他」と括らない場合

名称:ウインナーソーセージ
原材料名:豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・
原料原産地名:枠外下部に記載

原料豚肉の原産地名 日本、アメリカ、カナダ、メキシコ

注:赤字は表示の特徴を強調するために示しているものであり、実際の製品への表示では、色を使いわけする必要はありません。

(2) 又は表示や大括り表示

- ・ 今後の1年間で国別の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みがあり、国別重量順表示が困難な場合、「又は表示」、「大括り表示」、「大括り表示+又は表示」が条件に従い認められます。
- ・ いずれの場合で表示するにしても、当該表示に至った根拠書類の保管が必要です。
 - － 保管期間については、「賞味（消費）期限に加えて1年間」又は「賞味期限の表示を省略している製品については、製造してから5年間」が求められています。（食品表示基準について（消費者庁次長通知）の（加工食品）の1の（12）の⑥のイ）
 - － 保管方法については、文書又は電子媒体のいずれの方法でも可能です。（食品表示基準について（消費者庁次長通知）の（加工食品）の1の（12）の⑥のウ）

① 又は表示（基準3条2項の表の原料原産地名欄の1の五のイ）

- ・ 使用予定の産地を「又は」でつないで表示する方法です。
例えば、「A国又はB国」と表示した場合、「A国のみ」、「B国のみ」、「A国、B国」、「B国、A国」の4パターンの意味を示すため、実際に使用する原材料の産地がこの範囲であれば、表示の切替えが不要となります。
また、「A国又はB国」と表示した場合、A国、B国以外のC国等は含まないことを示します。
- ・ 国別重量順表示と同様に産地が3か国以上ある場合は、3か国目以降を「その他」と表示することができます。
- ・ 産地は、一定期間使用割合からみた重量割合の高いものから順に表示します。また、一定期間使用割合からみた重量割合順に表示したことを注意書きとして、「〇〇の産地は、一昨年の使用実績順」などと表示する必要があります。（詳細はポイント4参照）
- ・ 「又は表示」を行う場合、一定期間使用割合が「5%未満」である産地について、当該産地の後に括弧を付して、「5%未満」である旨を表示する必要があります。
なお、「その他」と表示している産地には、「5%未満」である旨の表示は不要です。
- ・ 「又は表示」が認められるためには、根拠資料の保管が条件となります。

※一定期間使用割合とは、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画を示します。

※又は表示についての詳細は、Q&A 原原-27～31 参照

【表示例】

■ 一括表示枠内に原料原産地名欄を設けた場合

名 称 :ウインナーソーセージ
原 材 料 名 :豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・
原料原産地名 :アメリカ又はカナダ (豚肉)

※豚肉の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

■ 3か国以上使用し、3か国目以降を「その他」と括った場合

名 称 :ウインナーソーセージ
原 材 料 名 :豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・
原料原産地名 :アメリカ又はカナダ又はその他 (豚肉)

※豚肉の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

■ 原材料名欄に原材料の次に括弧書きをした場合

名 称 :ウインナーソーセージ
原 材 料 名 :豚肉 (アメリカ又はカナダ)、豚脂肪、
たん白加水分解物、・・・

※豚肉の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

■ 使用割合が5%未満の産地がある場合

名 称 :ウインナーソーセージ
原 材 料 名 :豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・
原料原産地名 :アメリカ又はカナダ又は日本 (5%未
満) (豚肉)

※豚肉の産地は、昨年度の使用実績順・割合によるものです。

※一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨の注意書きが必要

注:赤字や青字は表示の特徴を強調するために示しているものであり、実際の製品への表示では、色を使いわけの必要はありません。

注:上記の表示例における注意書きの部分は、過去の一定期間における産地別使用実績に基づく注意書きの例です。他に、今後の一定期間における産地別使用計画に基づく場合は、「○○の産地は、今年度の使用計画順」などと注意書きを記載します。



② **大括り表示** (基準 3 条 2 項の表の原料原産地名欄の 1 の五のロ)

- ・ 使用予定の産地が外国 3 か国以上の場合、3 以上の外国の産地表示を「輸入」と表示する方法です。
- ・ 輸入品と国産を混合して使用する場合には、輸入品(3 か国以上の外国の合計)と国産との間で、重量割合の高いものから順に「、(読点)」でつないで表示します。
- ・ 一定期間における使用実績(又は使用計画)の作成や保管は必須ですが、3 か国以上を「輸入」と括る関係から「又は表示」及び「大括り表示+又は表示」とは異なり、製品への注意書きは不要となります。
- ・ 表示方法については、「輸入」のほかに「外国産」、「外国」などの表示でも可能です。また、輸入より狭い範囲を表す、一般的に知られている地域名等(EU、アフリカ、南米等)の表示も可能です。
(食品表示基準について(消費者庁次長通知)の(加工食品)の1の(12)の④のウ)
- ・ 「大括り表示」が認められるためには、根拠資料の保管が条件となります。

※ EUと記載する場合、「輸入」と表示する場合と同様に、EU域内の国で3 か国以上から輸入しており国別重量順表示が困難な場合に限りです。アフリカ、南米等も同様です。

※大括り表示についての詳細は、Q&A 原原-32~34 参照

【表示例】

■国産を含まず、3 か国以上の輸入品を「輸入」と括って原料原産地名欄に表示した場合

名称:ウイナーソーセージ
 原材料名:豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・
 原料原産地名:輸入(豚肉)

■国産と3 か国以上の輸入品を使用し、3 か国以上の輸入品の合計が国産よりも多い場合*

名称:ウイナーソーセージ
 原材料名:豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・
 原料原産地名:輸入、国産(豚肉)

■国産を含まず、3 か国以上の輸入品を「輸入」と括って原材料名欄に表示した場合

名称:ウイナーソーセージ
 原材料名:豚肉(輸入)、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・

■国産と3 か国以上の輸入品を使用し、国産が3 か国以上の輸入品の合計よりも多い場合*

名称:ウイナーソーセージ
 原材料名:豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・
 原料原産地名:国産、輸入(豚肉)

* 3 か国以上の外国の産地を「輸入」と括ったうえで、「輸入」と「国産」を、重量割合の高いものから順に「、」でつないで表示

注:赤字は表示の特徴を強調するために示しているものであり、実際の製品への表示では、色を使いわける必要はありません。

③ **大括り表示+又は表示** (基準3条2項の表の原料原産地名欄の1の五のハ)

- ・ 対象原材料の産地が国産及び3か国以上の外国である場合で、かつ、国産と輸入の間で重量順の変動が見込まれる場合、「輸入又は国産」、「国産又は輸入」と表示する方法です。
- ・ 使用実績または使用計画の一定期間使用割合からみた重量割合順に表示したことを注意書きとして表示する必要があります。
- ・ 「又は表示」を行う場合、一定期間使用割合が5%未満である産地について、当該産地の後に括弧を付して、使用割合が「5%未満」である旨を表示することが必要です。
- ・ 「大括り表示+又は表示」が認められるためには、根拠資料の保管が条件となります。

※一定期間使用割合からみた重量割合順に表示したことを注意書きとして、「○○の産地は、一昨年の使用実績順」などと表示する必要があります

※大括り表示+又は表示についての詳細は、Q&A 原原-35~36 参照

【表示例】

<p>■国産と3か国以上の輸入品を使用し、3か国以上の輸入品の合計が国産よりも多い場合 (原料原産地名欄に表示)</p> <p>名称:ウインナーソーセージ 原材料名:豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・ 原料原産地名:輸入又は国産(豚肉)</p> <p>※豚肉の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。</p>	<p>■国産と3か国以上の輸入品を使用し、3か国以上の輸入品の合計が国産よりも多い場合 (原材料名欄に表示)</p> <p>名称:ウインナーソーセージ 原材料名:豚肉(輸入又は国産)、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・</p> <p>※豚肉の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。</p>
<p>■国産と3か国以上の輸入品を使用し、国産が3か国以上の輸入品の合計よりも多い場合</p> <p>名称:ウインナーソーセージ 原材料名:豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・ 原料原産地名:国産又は輸入(豚肉)</p> <p>※豚肉の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。</p>	<p>■使用割合が5%未満の産地がある場合</p> <p>名称:ウインナーソーセージ 原材料名:豚肉、豚脂肪、たん白加水分解物、・・・ 原料原産地名:輸入又は日本(5%未満)(豚肉)</p> <p>※豚肉の産地は、昨年度の使用実績順・割合によるものです。</p>

※一定期間使用割合の高いものから順に表示した旨の注意書きが必要

※3か国以上の外国の産地を「輸入」と括ったうえで、「輸入」と「国産」を、一定期間使用割合の高いものから順に「又は」でつないで表示

注:赤字や青字は表示の特徴を強調するために示しているものであり、実際の製品への表示では、色を使いわけする必要はありません。

注:上記の表示例における注意書きの部分は、過去の一定期間における産地別使用実績に基づく注意書きの例です。他に、今後の一定期間における産地別使用計画に基づく場合は、「○○の産地は、今年度の使用計画順」などと注意書きを記載します。

参 考

「又は表示」や「大括り表示」等は、農林水産省・消費者庁共催による検討会^{※1}において、以下の2つの課題解決のために検討された経緯があります。

①頻繁な産地の切替えへの対応

- ・複数の原産国の原材料を使用している場合、産地が季節によって変動する等の度に包材を切替えるのは不可能。
- ・複数の包材を用意するために、表示コストが上昇するのみならず、表示ミスを招きかねない。

②物理的スペースの制約

- ・容器包装の面積は限られており、多種の原料の産地を表示することは困難。
限られた表示欄に多種の原料の産地を表示した場合、商品購入時に必要な情報を直ちに探し出すのが困難な、分かりにくい表示となる。

「又は表示」や「大括り表示+又は表示」では、一定期間使用割合が「5%未満」である産地については、当該産地の後に「5%未満」である旨を表示する必要があります。これは、農林水産省・消費者庁共催による検討会^{※2}において、消費者が誤認を防止するための方法として「表示されている原材料の一部産地の使用割合が極めて少ない場合があり、誤認を避けるため、割合を表示する」ことになりました。


※1 農林水産省・消費者庁「第3回 加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」
資料3：「原料原産地情報の表示方法について」

※2 農林水産省・消費者庁「第8回 加工食品の原料原産地表示制度に関する検討会」
資料1：「原料原産地表示の表示方法の検討について」




ポイント 4

「又は表示」や「大括り表示」を行う場合に、重量割合上位1位の原材料の産地別使用実績（または使用計画）を把握します。

- ・ 今後の1年間で国別の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みがあり、国別重量順表示が困難な場合  Q&A 原原-27、32
- ① 過去3年以内の産地別使用実績を把握した結果、過去実績からみて、今後の1年間に使用される予定の産地について、傾向が同じである
→表示をする時点（製造日）を含む1年間（製造年、製造年度等）からさかのぼって3年以内の中での任意の1年以上の実績を作成することが求められます。
- ② 過去3年以内の産地別使用実績を把握した結果、過去実績と同様の傾向とならない
→製造開始日から1年間以内の産地別使用計画を作成することが求められます。
- ③ 新製品であるが、既存の製品と原材料の管理を共通化している製品がある
→表示をする時点（製造日）を含む1年間（製造年、製造年度等）からさかのぼって3年以内の中での任意の1年以上の共通化している製品についての実績を作成することが求められます。
- ④ 新製品である（既存の製品と原材料の管理を共通化していない）
→製造開始日から1年間以内の産地別使用計画を作成することが求められます。
- ・ なお、国別の重量順位の変動や産地切替えの度に、包装資材の切替えが可能な場合は、国別重量順表示を行います。

「又は表示」する場合の注意書きの留意事項

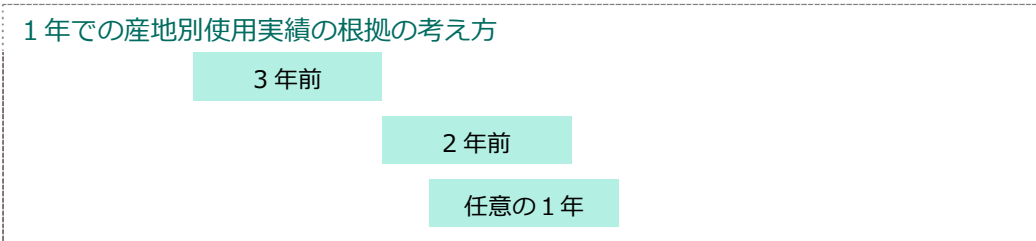
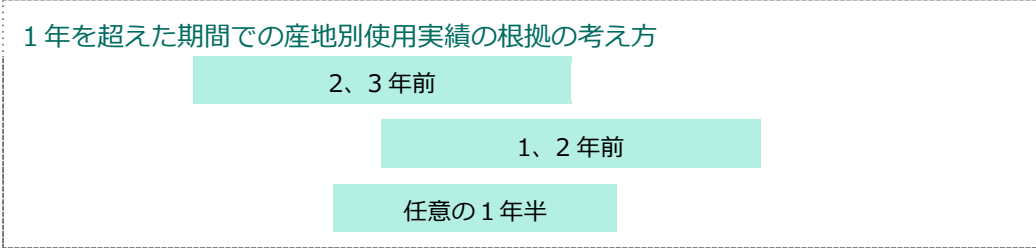
- ・ 賞味期限の長いもの及び賞味期限を省略しているものについては、いつの時期の使用実績であるのか消費者に分かるようにする必要があります。
- ・ 「年」と「年度」は以下の期間の根拠（実績または計画）と判断します。
 - － 「令和〇年」（西暦〇年）と表示し、特段の説明がない場合は「1月から12月まで」
 - － 「令和〇年度」（西暦〇年度）と表示し、特段の説明がない場合は「4月から3月まで」（元号に代えて、西暦を用いた場合も同様）
- ・ なお、農作物ごとに設けられている年度など上記と異なる運用がされる場合は、範囲が分かるようにその旨の注意書きを行ってください。  Q&A 原原-37

参 考

根拠として用いることができる「産地別使用実績」の考え方の例

☞ Q&A 原原-27、32

H27	H28	H29	H30	R元 製造年	R2
-----	-----	-----	-----	-----------	----



「又は表示」する場合の産地別使用実績に基づく注意書きの例 ☞ Q&A 原原-37

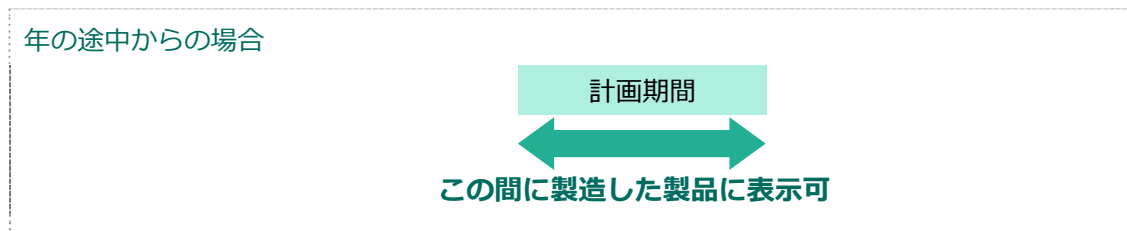
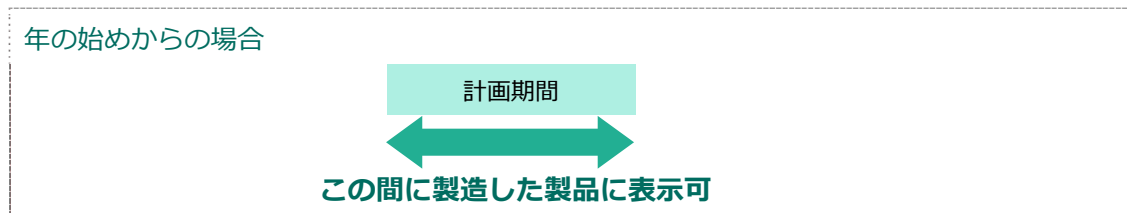
- ※〇〇の産地は、前年の使用実績順
- ※〇〇の産地は、過去1年間の使用実績順
- ※〇〇の産地は、賞味期限の〇年前の使用実績順

参 考

根拠として用いることができる「産地別使用計画」で表示した例

☞ Q&A 原原-27、32

H30	R元	R2	R3
-----	----	----	----



「又は表示」する場合の産地別使用計画に基づく注意書きの例 ☞ Q&A 原原-37

- ※〇〇の産地は、今年度の使用計画順
- ※〇〇の産地は、製造年の使用計画順

参 考

根拠資料の一例  Q&A 原原-38

「又は表示」、「大括り表示」又は「大括り表示+又は表示」をする場合、それらの表示が認められる原材料であることを示す根拠として、以下の資料を保管する必要があります。

- ① 次に掲げる期間（事業者が定めた期間）がいつからいつまでかを示す資料
 - ア) 表示をする時点（製造日）を含む1年間（製造年、製造年度等）
 - イ) 過去又は今後の一定期間
- ② 当該製品に用いる原材料について、過去又は今後の一定期間における産地ごとの重量順位の変動や産地切替えがあることを示す資料
- ③ 過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画をどのような単位（一製品ごとか、原料の管理を共通化している製品単位ごとか等）で計上したかを示す資料
- ④ 「又は表示」、「大括り表示+又は表示」の注意書きをするものにあつては、注意書きが指し示す期間中の表示対象の原材料の原産地（「大括り表示+又は表示」の場合は、輸入品合計と国産品）ごとの使用割合の順を示す資料

また、①～④の資料（根拠資料）に基づいて、「又は表示」等を行った製品に、実際に使用した原材料の産地と、表示内容に違いが無いことを確認のうえ、その製品に実際に使用した原材料の産地別使用実績がわかる資料も併せて保管してください。

なお、①～④の資料は、それぞれ単体の資料として作成・保管が必要なものではなく、これらの複数の情報が1つの資料に含まれているものであれば、それが根拠資料に該当します。

これらの資料の保管期間は、「賞味（消費）期限に加えて1年間」又は「賞味期限の表示を省略している製品については、製造してから5年間」が求められています。

 Q&A 原原-40

参 考

実績又は計画の計上の単位  Q&A 原原-41

「又は表示」、「大括り表示」等を使用する際の、過去の一定期間又は今後の一定期間の産地別使用実績・計画の計上の単位は、工場毎・製品毎に計上する他、以下の場合で計上できることとなっています。

- ① 複数の工場間で共通で包材を使用している製品単位
- ② 原料の仕入れ等の管理が同じ製品単位
- ③ 複数の製品の原料の管理を共通化している場合は、共通化している製品の単位

産地別使用実績に関する資料の例

(1) 当該製品について産地ごとの使用割合の順等が分かるようにした資料

17 頁①のイ) の期間における産地別使用実績を一覧化し、製造月別、産地別、使用用途 (どの製品用か) を総括した場合、(2) ~ (4) の資料とあわせて当該資料を根拠資料とすることができます。(根拠資料①の イ)、② ③ ④ に該当)

2018 年 生産管理表 (株)〇〇フーズ 生産管理部

生産管理課は、各工場及び調達課、営業部と連携のうえ、月末に製品、原材料、資材等の棚卸しを行い、…。
なお、以下の製品は 2 工場で製造している関係から、原材料等の過不足による移動は、移動伝票を保管し、…。

<ABC ウィナー>

■製造の部	内訳	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計
■製造出来高 (個/100 ケース)	A 工場	60	60	60	90	90	90	90	90	60	60	60	60	870
	B 工場	30	30	30	45	45	45	45	45	30	30	30	30	435
■使用 原料	豚肉使用量 (トン)	アメリカ産	20	20	20	20	20	10	10	10	—	—	—	130
		カナダ産	—	—	—	10	10	20	20	10	—	—	—	90
		国産	—	—	—	—	—	—	—	10	20	20	20	70
■受注出荷の部	豚脂肪使用量 (kg)	C 社製	…											
		D 社製	…											
	…	…	…											
	E 商社	…												
	…	…												

根拠資料としては、「産地別の原材料の仕入実績」及び「産地別の原材料の使用実績」を客観的・合理的に裏付けることが必要となります。したがって上記の資料に加えて、

「産地別の原材料の仕入実績」として、

- ・産地が記載されている送り状や納品書等 (以下 (2))
- ・産地が記載されている規格書等であって、容器包装、送り状又は納品書等において、製品がどの規格書等に基づいているのか照合できるようになっている資料 (以下 (3))

「産地別の原材料の使用実績」として、

- ・仕入れた原材料を当該製品に使用した実績が分かる資料 (使用原材料の産地を記載した製造記録や製造指示書等) (以下 (4))

などを作成・保管することとなります。

(2) 産地が記載されている送り状や納品書等

17 頁①のイ) の期間使用した原材料の納入業者からの納品日、産地が記載された納品書が保管されている場合は、当該納品書を根拠資料とすることができます。

納品書		2018 年 1 月 5 日	
No.〇〇〇			
(株)〇〇フーズ御中		(株)〇〇商事	
毎度お世話になっております。以下、納品致します。よろしくご査収ください。			
品名	数量	単価	備考
豚肉ブロック	100 kg	見積書No.〇による	アメリカ産

納品書		2018 年 6 月 1 日	
No.〇〇〇			
(株)〇〇フーズ御中		(株)〇〇商事	
毎度お世話になっております。以下、納品致します。よろしくご査収ください。			
品名	数量	単価	備考
豚肉ブロック	50 kg	見積書No.〇による	カナダ産

(3) 産地が記載されている規格書等であって、容器包装、送り状又は納品書等において、製品がどの規格書等に基づいているのか照合できるようになっている資料

17 頁①のイ) の期間について納品書だけでは産地が不明であるものの、納入元（商社等）が発行している規格書（商品カタログ）で、納品された原材料の産地が確認できる場合、当該規格書を根拠資料とすることができます。

納品書 No.〇〇〇
2018年5月1日
(株)〇〇フーズ御中 (株)〇〇商事

毎度お世話になっております。以下、納品致します。よろしくご査収ください。

品名	発注コード	数量	単価	備考
豚肉ブロック	PA-2	10	見積書 No.〇による	冷凍納品
...				

2018年 精肉規格書（商品カタログ） 2017年12月10日
(株)〇〇フーズ御中 (株)〇〇商事

2018年1月から12月の当社取扱い商品をご案内いたします。ご発注の際は発注コードで・・・

品名	原産地	部位	入数	...	発注コード	当社管理コード
豚肉ブロック	アメリカ	肩ロース	2.5 kg/袋		PA-1	No.0001
豚肉ブロック	アメリカ	肩ロース	10 kg/袋		PA-2	No.0002
豚肉ブロック	カナダ	肩ロース	2.5 kg/袋		PC-1	No.0011
...						

※単価については別途、お見積書を作成のうえ、...

(4) 仕入れた原材料を当該製品に使用した実績が分かる資料（使用原材料の産地を記載した製造記録や製造指示書等）

17 頁①のイ) の期間における製造日、使用原材料の産地、使用用途（どの製品用か）が記載された日々の製造指示書兼製造実績報告書が保管されている場合、当該報告書を根拠資料とすることができます。

製造指示書 兼 製造実績報告書 2018年〇月〇日 生産管理課

製造一課長殿：
本日の生産計画は以下のとおりです。一課長は製造終了後、出来高を・・・

■ABC ウィナー製造ライン

製造順	製造品目	生産計画	豚肉産地	豚肉使用量※	...	出来高
1	〇〇デパートのPB	20 ケース	アメリカ	40kg		19 ケース
2	NB	50 ケース	アメリカ	100 k g		50 ケース
3	スーパー〇〇のPB	100 ケース	カナダ	200 k g		101 ケース
...	...					

※製品仕様書の配合割合に基づく豚肉の使用予定計算値です。先入先出しに留意して・・・

■〇〇製造ライン
...

産地別使用計画に関する資料の例

(5) 原材料に使用する産地の使用計画が明確になっている資料

将来の産地別使用計画が一覧化され、製造月別、産地別、使用用途（どの製品用か）が明らかにできる場合、(6)、(7)の資料とあわせて当該資料を根拠資料とすることができます。（根拠資料①のア）、イ）、② ③ ④に該当）

2019年 生産計画書
2019年の新規事業計画に基づき、XYZ ウィンナー（新製品）の年間の生産計画は以下のとおり。
営業部においては販売計画を立案のうえ、…。

2018年10月〇日
㈱〇〇フーズ 生産管理部

<XYZ ウィンナー> A工場

■製造の部	内訳	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計
製造予定数 (個/100 ケース)	NB 製品	60	60	60	90	90	90	90	90	60	60	60	60	870
	PB 製品	30	30	30	45	45	45	45	45	30	30	30	30	435
原材料・ 資材	豚肉使用予定 数 (トン)	アメリカ産	20	20	20	20	20	10	10	—	—	—	—	130
		カナダ産	—	—	—	10	10	20	20	10	—	—	—	90
		国産	—	—	—	—	—	—	—	10	20	20	20	70
		B社製	…											
	C社製	…												
	…	…												
■販売の部	D 商社	…												
	…	…												

根拠資料としては、上記の計画を客観的・合理的に裏付けることが必要となります。したがって上記の資料に加えて、

- ・ 原材料の納入元（商社等）からの産地が記載されている納品計画に関する資料及びその計画に基づき原材料を使用することが明確になっている資料（以下（6））
- ・ 契約栽培等の生産者との契約及びその契約に基づき原材料を使用することが明確になっている資料（以下（7））

などの資料が必要となります。

(6) 原材料の納入元（商社等）からの産地が記載されている納品計画に関する資料及びその計画に基づき原材料を使用することが明確になっている資料

原材料の納入元から将来の産地別使用計画が一覧化され、納品月別、産地別が明らかになった資料及び当該計画に基づく製品仕様書等を示すことができる場合、当該資料を根拠資料とすることができます。

㈱〇〇フーズ 生産管理部 御中

2018年9月〇日
㈱〇〇商事

2019年 納品計画書

この度の貴社新製品に当社原材料を採用くださり、誠にありがとうございます。先の商談に基づく2019年の貴社への納品計画は以下のとおりです。ご用命の際は以下の発注コード及び納品単位は100kg/ロットでのご発注を…

<豚肉ブロック> 納品先：貴社 A工場

産地	発注コード	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計 (トン)
アメリカ産	PA-2	20	20	20	20	20	10	10	10	—	—	—	—	130
カナダ産	PC-2	—	—	—	10	10	20	20	20	10	—	—	—	90

※単価については見積書No.〇をご参照ください。なお、急な原材料の高騰による…

製品仕様書

2018年9月〇日
㈱〇〇フーズ

■商品名： XYZ ウィンナー
■JANコード： ……
■原材料明細：

原材料名	配合%	調達先	産地	サイズ
豚肉	70	㈱〇〇商事 (有)●●養豚場	アメリカ産、カナダ産 国産	10kg/袋
豚脂肪	20	〇〇油脂㈱	…	
たん白加水分解物	2	…		
…	…			
計	100			

(7) 契約栽培等の生産者との契約及びその契約に基づき原材料を使用することが明確になっている資料

契約栽培等の生産者との契約により、将来の産地別使用計画が一覧化され、納品月別、産地別、使用用途（どの製品用か）が明らかになった資料及び当該計画に基づき使用することが明確になっている資料（製品仕様書等）を示すことができる場合、当該資料を根拠資料とすることができます。

㈱〇〇フーズ 生産管理部 御中 2018年9月〇日
有限会社 ●●養豚場

2019年 納品計画書

この度の貴社新製品（XYZ ウィナー）に当社原材料を採用くださり、誠にありがとうございます。先の商談に基づく2019年の貴社への納品契約は以下のとおりです。毎月、月初の3営業日までに以下の数量を納品致します。

<豚肉>納品先：貴社A工場


産地	管理コード	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	累計 (トン)
長野県産	PJ-2	-	-	-	-	-	-	-	-	10	20	20	20	70

※契約に基づき弊社で生産し、貴社に優先的に数量を確保させていただく関係から、上記数量のキャンセルは…



ポイント 5

対象原材料が加工原材料である場合、「製造地表示」を基本とします。

- ・ 「加工原材料」とは、食品の原材料のうち、小麦粉、マヨネーズなどのすでに加工食品の状態になっている原材料を指します。小麦粉のように1種類の原材料からなるものと、マヨネーズのように複数の原材料からなるもの（これを「複合原材料」と呼称します）とがあります。
- ・ 「加工原材料」が重量割合上位1位であれば、その原材料の名称に対応した製造地を表示（製造地表示）することが基本となります。  Q&A 原原-42

（1）表示方法

- ・ 加工原材料が国産品の場合には「国内製造」と、輸入品の場合には「○○製造」（○○は原産国名）と表示します。（基準3条2項の表の原料原産地名欄の1の二のイ）
- ・ 加工原材料名の次に括弧をつけて「○○製造」と加工原材料名に対応させた表示、もしくは、原料原産地名欄を設けて加工原材料名に対応させた製造地を表示します。



（砂糖を購入し、使用している場合①）



名称	キャンデー
原材料名	砂糖（タイ製造）、水飴、濃縮レモン果汁、・・・

（砂糖を購入し、使用している場合②－原料原産地名の事項欄を設けて表示－）

名称	キャンデー
原材料名	砂糖、水飴、濃縮レモン果汁、・・・
原料原産地名	タイ製造（砂糖）

【留意事項】

- ・ 加工原材料が国産品の場合には、「国内製造」の表示に代えて、「○○製造」（○○は、都道府県名その他一般に知られている地名とする。）と表示することができます。（基準3条2項の表の原料原産地名欄の1の二のイ）
- ・ 「○○加工」との表現は使用できません。  Q&A 原原-42
- ・ 例えば「さとうきび（タイ製造）」のように、生鮮原材料名に対応させて「○○製造」と表示することはできません。  Q&A 原原-42

- ・ 製造地表示をする国が複数ある場合は、国別重量順表示を基本とし、必ず国名ごとに「製造」の文字を付してください。「ドイツ、ブラジル製造」のような表示は認められません。  Q&A 原原-42
- ・ 製造地表示であっても、国別重量順表示が困難な場合に限り、一定の条件下で、「又は表示」、「大括り表示」及びそれらの併用が認められています。認められる条件については、生鮮原材料の場合と全く同じです。
- ・ 製造地表示の「大括り表示」についても、生鮮原材料の場合と同様に「又は表示」等で必要となる製品への注意書きは不要です。
- ・ 製造地表示の「大括り表示」については、「外国製造」などの表示は可ですが、「輸入製造」、「国外製造」などの表示は認められません。（意味が明確に伝わらないため）  Q&A 原原-48

(製造地表示における「又は表示」をする場合)


名称	キャンデー
原材料名	砂糖（タイ製造又は国内製造）、水飴、濃縮レモン果汁、・・・

※砂糖の製造地は、平成 29 年の使用実績順

(製造地表示における「大括り表示」をする場合)

名称	キャンデー
原材料名	砂糖（外国製造）、水飴、濃縮レモン果汁、・・・

(2) 加工原材料の生鮮原材料の産地が判明している場合

- ・ 加工原材料の原料の産地が、生鮮原材料の状態までさかのぼって判明しており、客観的に確認できる場合には、「〇〇製造」の表示に代えて、当該生鮮原材料名と共にその産地を表示することができます。  Q&A 原原-42
- ・ 複合原材料の原料原産地表示について、生鮮原材料の産地までさかのぼって表示する場合、複合原材料の原材料に占める重量割合が最も高い原材料（複合原材料の重量割合上位 1 位の原材料）の産地の表示が必要です。

(加工原材料の生鮮原材料の産地をさかのぼって表示する場合①)

名称	キャンデー
原材料名	砂糖（さとうきび（タイ、国産））、水飴、濃縮レモン果汁、・・・

(加工原材料の生鮮原材料の産地をさかのぼって表示する場合②－原料原産地名の事項欄を設けて表示－)

名称	キャンデー
原材料名	砂糖、水飴、濃縮レモン果汁、・・・
原料原産地名	タイ、国産（さとうきび）

【留意事項】

- ・ 複合原材料の生鮮原材料の産地をさかのぼって表示する場合、複合原材料の重量割合上位1位の原材料が、製品全体での重量割合上位2位の原材料よりも重量が少ない場合であっても、表示義務の対象は複合原材料の重量割合上位1位の原材料です。
- ・ この場合、複合原材料の原材料の表示は、産地を表示する原材料名だけでなく、複合原材料の原材料の表示方法に従い、表示してください。

👉 Q&A 原原-46、加工-51

(複合原材料の原材料の産地をさかのぼって表示する場合① -皮を購入し、使用しているもの-)

名称	どらやき
原材料名	皮(卵(国産)、小麦粉、砂糖)、つぶあん(砂糖、小豆、水飴) / 膨張剤

(複合原材料の原材料の産地をさかのぼって表示する場合② -原料原産地名の事項欄を設けて表示-)

名称	どらやき
原材料名	皮(卵、小麦粉、砂糖)、つぶあん(砂糖、小豆、水飴) / 膨張剤
原料原産地名	国産(卵)

(3) 加工原材料の製造地(原産国)の決め方

- ・ 加工原材料の製造地又は生鮮原材料までさかのぼった産地を表示することとし、それ以外の任意の段階での製造地表示は、原料原産地表示とは認められません。

👉 Q&A 原原-45


(生鮮原材料までさかのぼっていない**不適切**な例 -つぶあんを購入し、使用しているもの-)

名称	菓子パン
原材料名	つぶあん(砂糖(国内製造)、小豆、水飴、その他)、小麦粉、糖類、...

- ・ 輸入された加工原材料については、国内他社でさらに「製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」がなされ、それを仕入れて加工原材料として使用する場合は、「国内製造」となります。「製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」とは、Q&A 加工-155 及び 156 で示した、製品として輸入品であることを示す「原産国名」表示での考え方と同様です。

👉 Q&A 加工-155、156、Q&A 原原-43、44

参 考

「製品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」とはならず「国内製造」とならない主な具体例  Q&A 原原-44

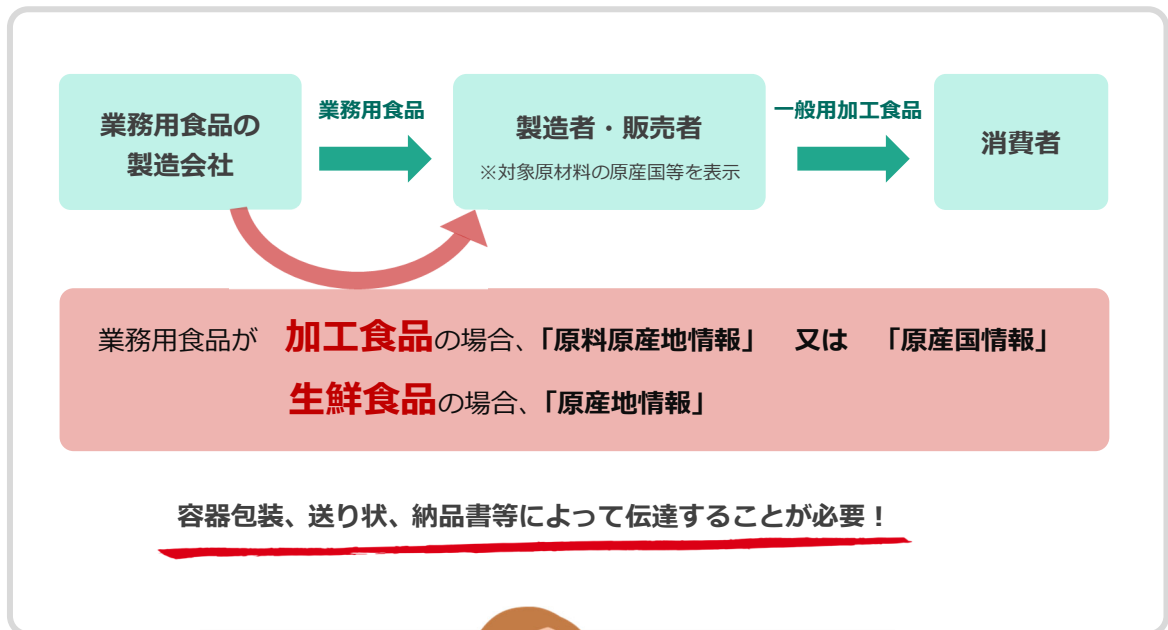
容器包装へのラベルの添付、修正、付け替え	容器包装に日本用の日本語ラベルを付すなど
詰め合わせ	販売のための外装に詰め合わせるなど
小分け	バルクで仕入れたものを小分けするなど 例：うなぎの蒲焼きをバルクで仕入れて小分けする、スパゲッティをバルクで仕入れて小分けする
切断	スライスするなどの単なる切断 例：ハムをスライスする
整形	形を整える、形を作るなど 例：ブロックのベーコンの形を整える
選別	形、大きさで選別するなど 例：煮干を大きさで選別する
破砕	少し砕くなど（粉末状にしたものを除く） 例：①挽き割り大豆、②岩塩を砕く
混合	同じ種類の食品を混合するなど 例：グラニュー糖を混合する
盛り合わせ	異なる種類の食品を容易に分けられるよう盛り合わせるなど 例：個包装されている、仕切り等で分けられているなど容易に分けられるように盛り合わせる
骨取り	除骨のみを行うなど 例：塩サバの骨抜き
冷凍	輸送又は保存のための冷凍など
解凍	自然解凍等により、単に冷凍された食品を冷蔵若しくは常温の状態まで解凍したものの 例：冷凍ゆでだこを解凍する
乾燥	輸送又は保存のための乾燥など
塩水漬け	輸送又は保存のための塩水漬けなど
加塩	既に塩味のついた食品を加塩など 例：塩鮭甘口にふり塩をし塩鮭辛口にする
調味料等の軽微な添加	少量の調味料を加えるなど 例：水煮にごく少量のしょうゆを加える 薬味を少量足すなど 例：大学芋にごまをまぶす
希釈	濃度を下げるために、水等を追加するなど 例：濃縮果汁の濃度を調整するために、水を加える（濃縮果汁を還元果汁まで希釈することを除く）
添加物の添加	添加物を添加するなど 例：①ぶどうオイルにビタミンEを栄養強化の目的で添加する、②干しえびを着色する、③オレンジ果汁を着香する
殺菌	容器包装前後に殺菌するなど 例：①ちりめんじゃこを加熱殺菌、②濃縮果汁を小分けする際に行う殺菌、③製品の固形物と充填液の両方を新たな容器に充填し加熱殺菌、④製品から固形物を取り出し新たな充填液を加えずに真空パック又はドライパックをして加熱殺菌
結着防止	固まらないように植物性油脂を塗布するなど 例：レーズンへ植物性油脂を塗布する
再加熱	揚げ直し、焼き直し、蒸し直しなど単なる加熱

ポイント 6

業務用食品については、最終製品の原料原産地表示の正確性を確保するために必要な産地情報の伝達が必要です。

- 業務用加工食品及び業務用生鮮食品が一般用加工食品における原料原産地表示の対象原材料である場合には、業務用食品の製造業者等は、取引先に対し、当該業務用食品の原料原産地情報、原産国情報又は原産地情報を伝達する義務が追加されました。
- 業者間取引であるため、容器包装に限らず、送り状や納品書等又は規格書等による表示もできます。

※業務用食品についての詳細は、Q&A 原原-52～58 参照



第2章

表示方法判断フローチャート

この章では、「一般用加工食品」、「業務用加工食品」、「業務用生鮮食品」のそれぞれについて求められる表示方法を確認するためのフローチャートを記載しています。各フローチャートを参考に、自社の製品に求められる表示方法を確認してください。また、フローチャートの各設問については、それぞれ解説を後述しています。参考にしてください。

フローチャートの活用方法【例：一般用加工食品の場合】

このフローチャートは大きく3つのステップに分かれています。

ステップ1：自社で製造する食品（製品）が原料原産地表示の対象となる食品かどうかを確認します。

ステップ2：原料原産地表示の対象となる食品の対象原材料を特定します。

ステップ3：特定した対象原材料について、使用国数を確認し、適切な表示方法を確認します。
使用国数により選択できる表示方法が異なりますので注意してください。



1. 表示方法判断フローチャート【一般用加工食品】

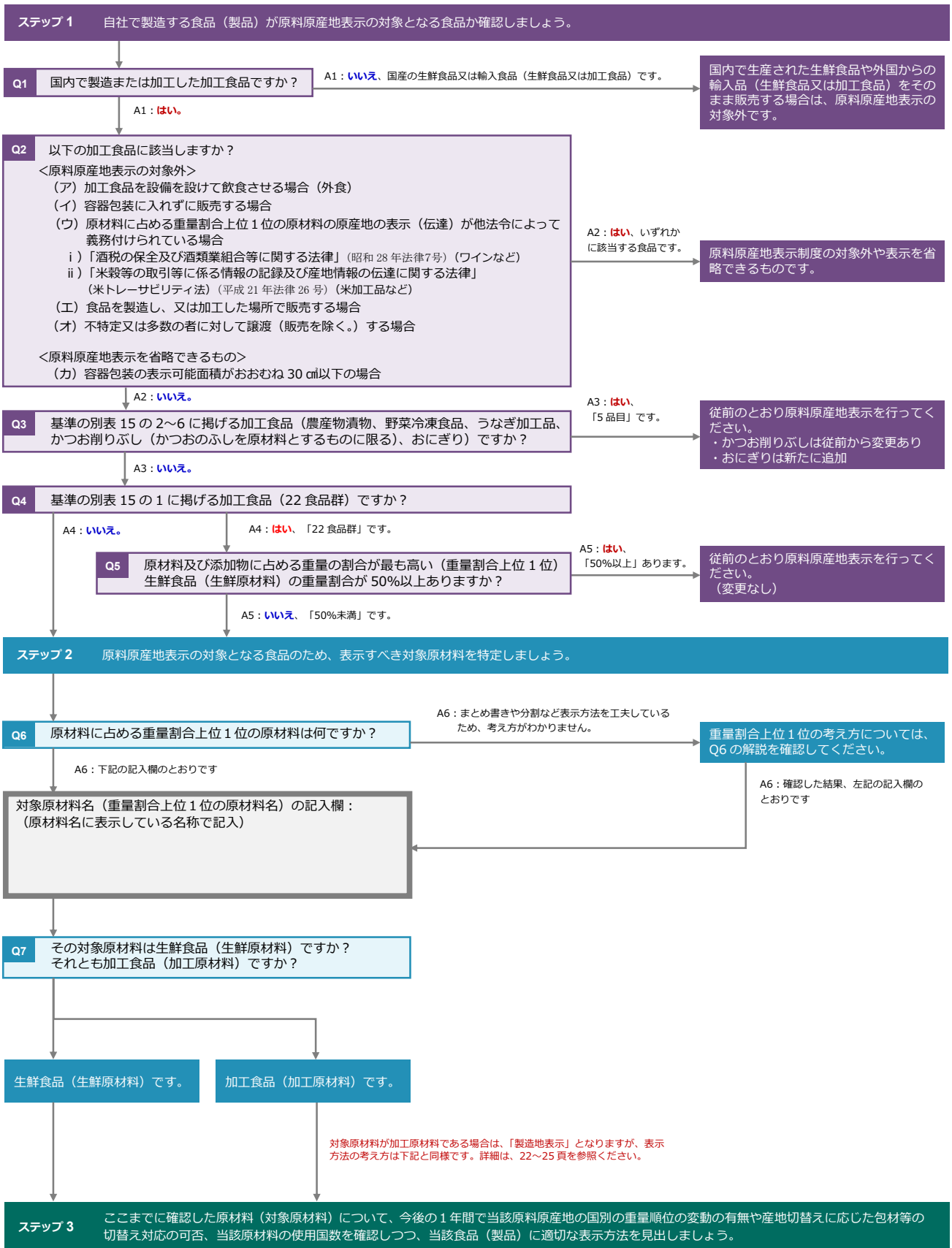
※拡大版を巻末に添付しています。

制度の概要とポイント

フローチャート（一般用）

Q & A

関連法令



解説

1

Q1

国内で製造又は加工された加工食品ですか？

■実施すべき事項

国内で「製造」又は「加工」された全ての加工食品（輸入品を除く）については、新しい原料原産地表示制度への対応が必要になります。

Q2に進んでください。

国内で生産された生鮮食品や外国からの輸入品（生鮮食品又は加工食品）は原料原産地表示の対象外です。これらの食品については、今までどおり、基準に従った表示をしてください。

- ・国内で生産された生鮮食品 → 「原産地」表示
- ・外国からの輸入品（生鮮食品） → 「原産地」表示
- ・外国からの輸入品（加工食品） → 「原産国」表示

■解説

- ・「原料原産地表示の対象」は、これまでは、いわゆる 22 食品群+4 品目（基準の別表 15 の1～5）のみでしたが、新しい原料原産地表示制度では、「国内で製造又は加工された全ての加工食品（輸入品を除く）」が表示対象となりました。
（基準3条2項の表の原料原産地名欄）

[新しい原料原産地表示制度で表示の対象となる食品／対象外となる食品]

	具体例
原料原産地表示の対象	<ul style="list-style-type: none"> ・国産の豚肉を国内でウィンナーソーセージに製造した場合 ・輸入した豚肉を国内でウィンナーソーセージに製造した場合
原料原産地表示の対象外 <small>（従前どおりの対応）</small>	<ul style="list-style-type: none"> ・国産の豚肉を国内でスライスし販売する場合（生鮮食品） ・輸入した豚肉を国内でスライスし販売する場合（生鮮食品） ・外国で製造した豚肉のウィンナーソーセージを輸入し、販売する場合（加工食品（輸入品））

用語解説

「加工食品」

「基準の別表1」に掲げる食品を指します。（基準2条）（73頁参照）

「生鮮食品」

「基準の別表2」に掲げる食品を指します。（基準2条）（74頁参照）

「輸入品」

以下を指します。☞ Q&A 加工-155

- ① 容器包装され、そのままの形態で消費者に販売される製品（製品輸入）
- ② バルクの状態でも輸入されたものを、国内で小分けし容器包装した製品
- ③ 製品輸入されたものを、国内で詰め合わせた製品
- ④ その他、輸入された製品について、国内で「商品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が施されていない製品

「商品の内容についての実質的な変更をもたらさない行為」

次のような行為については、「商品の内容についての実質的な変更をもたらす行為」に含まれません。☞ Q&A 加工-156

- ① 商品にラベルを付け、その他標示を施すこと
- ② 商品を容器に詰め、又は包装をすること
- ③ 商品を単に詰合せ、又は組合せること
- ④ 簡単な部品の組立てをすること

これに加え、関税法基本通達では、以下についても、原産国の変更をもたらす行為に含まれない旨が明記されています。

- ⑤ 単なる切断
- ⑥ 輸送又は保存のための乾燥、冷凍、塩水漬けその他これに類する行為
- ⑦ 単なる混合

※この他の具体例については25頁参照

■ 実施にあたっての留意点

- ✓ 加工食品に該当するかを確認するには「基準の別表1」と照らすとよいでしょう。（73頁参照）
- ✓ 輸入された加工食品の原産国が変更されるものについては、Q&A 加工-155 及び 156 を参照ください。

解説 2

Q2

以下の加工食品に該当しますか？

<原料原産地表示の対象外>

- (ア) 加工食品を設備を設けて飲食させる場合（外食）
- (イ) 容器包装に入れずに販売する場合
- (ウ) 原材料に占める重量割合上位 1 位の原材料の原産地の表示（伝達）が他法令によって義務付けられている場合
 - i) 「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」
(昭和 28 年法律7号)
 - ii) 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」(平成 21 年法律 26 号) (米トレサビリティ法)
- (エ) 食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合
- (オ) 不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合

<原料原産地表示を省略できるもの>

- (カ) 容器包装の表示可能面積がおおむね 30 cm²以下の場合

■実施すべき事項

(ア) ～ (カ) のいずれかに該当する場合には、従前から原料原産地表示の対象外であり、新しい原料原産地表示制度においても表示を要しないものや当該表示を省略できるものです。(基準 1 条、3 条、5 条)

いずれにも該当しない場合には、原料原産地表示が必要になりますので、**Q 3 に進んでください。**

■解 説

(ア) 加工食品を設備を設けて飲食させる場合（外食）

- 加工食品であっても、レストラン、食堂、喫茶店等の外食事業者により設備を設けて食品の提供が行われる場合、原料原産地表示制度の対象外になります。

☞ Q&A 総則-4

(イ) 容器包装に入れずに販売する場合

- 加工食品であっても、「容器包装に入れずに販売する」場合は、原料原産地表示制度の対象外です。

「容器包装に入れて販売」する例	「容器包装に入れずに販売」する例
<ul style="list-style-type: none"> 加工食品を容器包装しているもので、そのままの状態ですべてに引き渡せるもの トレイに載せた加工食品をラップ等で包装したもの 小分け包装している製品をダース単位でまとめた加工食品包装[※] <p>※小分けした個々の包装に基準に定められた表示がされており、ダース単位でまとめた包装をとおして見れば、新たに表示し直すことは不要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 串に刺してある焼き鳥をそのまま販売 トレイに載せた加工食品でラップ等で包装しないもの 消費者に渡す際に紙、ビニール等で包装した加工食品 客の注文に応じて弁当、そうざいをその場で容器に詰めて販売する加工食品

(ウ) 原材料に占める重量割合上位 1 位の原材料の原産地の表示（伝達）が他法令によって義務付けられている場合

i) 「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（昭和 28 年法律 7 号）

- 加工食品であっても、国内製造ワインについては、原料原産地表示の対象外です。国内製造ワインは、「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（昭和 28 年法律 7 号）の「果実酒等の製法品質表示基準」（平成 27 年 10 月 30 日国税庁告示 18 号）に従った表示を行います。
- 日本ワイン・国内製造ワイン・輸入ワインの区分は以下のとおりです。
 - 日本ワイン : 国産ぶどうのみを原料とし、日本国内で製造された果実酒。
 - 国内製造ワイン : 日本ワインを含む、日本国内で製造された果実酒及び甘味果実酒。
 - 輸入ワイン : 海外から輸入された果実酒及び甘味果実酒。

ii) 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成 21 年法律 26 号）（米トレーサビリティ法）

- 加工食品のうち、米トレーサビリティ法の対象品目であり、重量割合上位 1 位の原材料の産地を同法に基づき表示（伝達）している場合は、食品表示基準の新しい原料原産地表示の対象外です。ただし、重量割合上位 2 位以下の原材料が米トレーサビリティ法に基づき表示（伝達）されている場合は、重量割合上位 1 位の原材料に原料原産地表示が必要です。米トレーサビリティ法の対象品目は、当該制度に従った容器包装への原料米の産地の表示（伝達）が必要です。

【米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の対象品目】

- ・ 米穀（玄米、精米、雑穀ブレンド米等）
- ・ 米粉、米こうじ、米菓生地等の原材料
- ・ 米飯類
- ・ もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留しょうちゅう、みりん

（工）食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合

- ・ 加工食品のうち、以下に掲げた「食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合（製造者と販売者が同一で、同一の施設内、敷地内で製造販売すること）」にあたる場合は、原料原産地表示の対象外です。 ☞ Q&A 加工-195

【食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合の例】

- ・ 洋菓子店、和菓子店等の「菓子小売業（製造小売）」や、パン店等の「パン小売業（製造小売）」等がその場で行う食品の製造販売 ☞ Q&A 加工-196
- ・ スーパーマーケットの店内でそうざいや刺身盛り合わせ等を製造し、当該店内で直接販売する場合 ☞ Q&A 加工-196

※国内で「製造」又は「加工」された加工食品が、「食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合」に該当するのを確認する必要があります。

詳しくは Q&A 総則-14~18 や Q&A 全般-7、Q&A 加工-194~197 を参照ください。

（オ）不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合

- ・ 加工食品であっても、譲渡用のサンプルなど、不特定または多数の者に対し譲渡（販売は除く）する場合は、原料原産地表示の対象外です。（基準5条）

（カ）容器包装の表示可能面積がおおむね 30 cm²以下の場合

- ・ 加工食品であっても、「容器包装の表示可能面積がおおむね 30 cm²以下の場合」は、原料原産地表示を省略することができます。（基準 3 条 3 項）
☞ Q&A 加工-264、271 参照

解説 3

Q3

基準の別表 15 の 2～6 に掲げる加工食品（農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りぶし（かつおのふしを原材料とするものに限る。以下同じ）、おにぎり）ですか？

■実施すべき事項

基準の別表 15 の 2～6 に掲げる加工食品（農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りぶし、おにぎり）にあたる場合は、**基準 3 条 2 項の表の原料原産地表示欄の 2～6 に従った表示を行ってください。**

基準の別表 15 の 2～6 に掲げる加工食品（農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りぶし、おにぎり）にあたらな場合は、**Q4 に進んでください。**

■解説

- 農産物漬物、野菜冷凍食品、うなぎ加工品、かつお削りぶしについては、これまでどおりの原料原産地表示が求められます。
- 新しい原料原産地表示制度のもとで、「おにぎり」が上記品目に追加され、おにぎりで使用される「のり」の原その産地について表示する必要があります。ただし、以下の場合は除かれます。
 - おにぎりと他の食材を組み合わせたもの（唐揚げ、たくあんなどの「おかず」と一緒に容器包装に入れた場合）
 - 酢飯と具材を組み合わせた料理をのりで巻いたもの（巻き寿司、軍艦巻き、手巻き寿司等、いわゆるお寿司に該当する場合）

👉 Q&A 原原-61

- おにぎりの重量割合上位 1 位となるごはん等については、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく表示が必要です。
- 「かつお削りぶし」については、従前から「かつおのふし」の産地を原料原産地として表示しており、平成 29 年 9 月の改正に伴い、「〇〇製造」という用語への変更が行われました。👉 Q&A 原原-59

すなわち、「かつおのふし」を国内で製造した場合は「国内製造」（国内製造に代えて、都道府県名等（例えば高知県製造）、の表示もできる）、外国で製造した場合は「〇〇製造」（〇〇は外国名）の表示が必要です。

（基準 3 条 2 項の表の原料原産地名欄の5）

解説 4

Q4

基準の別表 15 の 1 に掲げる加工食品（22 食品群）ですか？

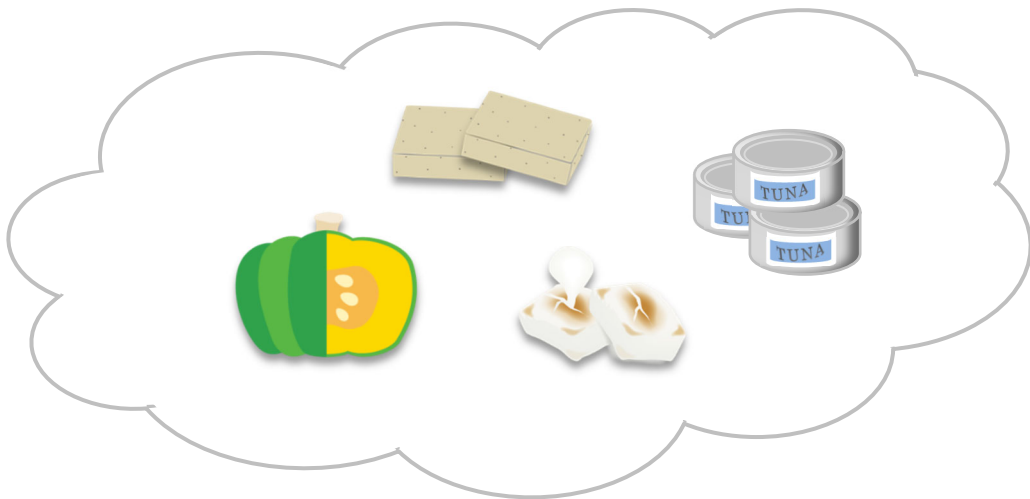
■ 実施すべき事項

基準の別表 15 の 1 に掲げる加工食品（22 食品群）にあたる場合は、**Q5 に進んでください。**

基準の別表 15 の 1 に掲げる加工食品（22 食品群）にあたらなない場合は、新しい原料原産地表示制度のもとで表示義務が課せられた加工食品です。
Q6 に進んでください。

■ 解 説

- 基準の別表 15 の 1 に掲げる加工食品（22 食品群）の考え方に変更はありません。（72 頁参照）



解説 5

Q5

原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い（重量割合上位1位）生鮮食品（生鮮原材料）の重量割合が50%以上ありますか？

■実施すべき事項

22食品群であり、かつ、原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い（重量割合上位1位）生鮮食品（生鮮原材料）の重量割合が50%以上の場合、**従前のとおり、表示をしてください。**（基準3条2項の表の原料原産地名欄の1の一、二のハ、三、四及び六）

22食品群であり、かつ、原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い（重量割合上位1位）生鮮食品（生鮮原材料）の重量割合が50%未満の場合、**Q6に進んでください。**新しい原料原産地表示制度のもと、一般用加工食品と同様の考え方で表示する必要があります。

■解説

- 従前は、22食品群であっても生鮮食品の重量割合が50%未満の場合には、原料原産地表示が不要でした。しかしながら新しい原料原産地表示制度のもとでは、一般用加工食品と同様の考え方に基づく表示を行う必要があります。

👉 Q&A 原原-60



解説

6

Q6

原材料に占める重量割合上位 1 位の原材料は何ですか？

■実施すべき事項

重量割合上位 1 位の原材料の名称を 28 頁の記入欄に記載したうえで、**Q 7 に進んでください。**

■解 説

- 原材料に占める重量割合上位 1 位の原材料が、新しい原料原産地表示制度のもとで表示対象となる原材料です。そのため、重量割合上位 1 位の原材料を特定する必要があります。（重量割合上位 2 位以降の原材料についても、事業者が自主的に原料原産地表示を行うことができます。）

[重量割合上位 1 位の原材料の考え方の例]

- 飲料等、原材料に占める重量割合が最も高い原材料が水である場合は、水は原料原産地表示の対象に含めないことから、水以外の原材料（例：砂糖等）が対象となります。☞ Q&A 原原-5
- ベーキングパウダー等、添加物のみで構成されている食品については、原料原産地表示を行う必要はありません。☞ Q&A 原原-6
- 重量割合上位 1 位の原材料が 2 つ以上ある場合、重量割合上位 1 位となる全ての原材料に原料原産地表示を行う必要があります。☞ Q&A 原原-15

例：原材料 A が 40%、原材料 B が 40%、原材料 C が 15%、原材料 D が 5% の場合、原材料 A と原材料 B は同率で重量割合上位 1 位となることから、原材料 A と原材料 B が対象となります

- 同種の原材料を消費者に分かりやすくする等の事由により、「野菜（○○、△△）」等、まとめ書きをしている場合（基準 3 条 2 項の表の原材料名欄の 2 の一）、原材料単位でみて重量割合上位 1 位の原材料に、原料原産地表示を行う必要があります。そのため、まとめ書きしていることによって、原材料名欄の一番先頭に「野菜（○○、△△）」と表示されていても、使用した原材料単位で比較すると、原材料名欄で 2 番目以降に表示されている原材料が最も重量割合が高い場合は、表示順にかかわらず、その重量割合上位 1 位の原材料が原料原産地表示の対象になります。☞ Q&A 原原-9

例：野菜 50g（キャベツ 30g、玉ねぎ 15g、ニラ 5g）と 豚肉 40g を使用したギョウザの場合、野菜としてまとめ書きをすると、野菜が重量割合上位 1 位となりますが、原材料単位で考えた場合には、豚肉 40g、キャベツ 30g、玉ねぎ 15g、ニラ 5g の順となることから野菜とまとめ書きをしたとしても、重量割合上位 1 位の豚肉が表示の対象となります。

原材料名：野菜（キャベツ、玉ねぎ、ニラ）、**豚肉（A国産）**、小麦粉、…
↑ 義務

- 複数の加工食品 A、B が個別に包装されるなど、分けられ、それを組み合わせて 1 つの製品となる食品であって、その構成要素となる加工食品 A、B に分けして原材料表示をしている場合、構成要素となる加工食品 A、B それぞれの重量割合上位 1 位の原材料のうち、製品全体で考えた場合に、重量割合が最も高い原材料に原料原産地表示を行う必要があります。なお、同じ原材料が A、B それぞれに使用されているなど、製品全体で考えると同じ原材料が複数回表示される場合には、合算は行わないこととします。 ☞ Q&A 原原-11

このような製品として、以下が考えられます。

- ① 調理などにより A、B を合わせた形で食するもの

（例：麺にスープが添付されているもの）

各構成要素となる加工食品 A、B それぞれの重量割合上位 1 位の原材料のうち、製品全体で考えて重量割合が最も高い原材料に原料原産地表示を行います。以下の例の場合、小麦粉が重量割合上位 1 位の原材料となります。

例：加工食品 A：うどん（小麦粉 100g、食塩 3g、…）
加工食品 B：スープ（食塩 5g、粉末うすくちしょうゆ 4g、…）

- ② それぞれが独立しており、別々に食するもの

（例：チョコレートとクッキーの組合せ）

以下の例の場合、チョコレートとクッキーを合算すると砂糖が重量割合上位 1 位となりますが、合算は行ないません。したがって、当該加工食品において原料原産地表示の対象となる原材料は「カカオマス」となります。

なお、構成要素ごとに原材料表示を行っているような製品については、各構成要素の重量割合上位 1 位の原材料の全てに産地を表示することが望ましいです。

例：加工食品 A：チョコレート（カカオマス 40g、砂糖 25g、…）
加工食品 B：クッキー（小麦粉 35g、砂糖 25g、…）

ただし、お中元用の詰め合わせ食品など、個別食品ごとに販売することが可能な食品を詰め合わせている場合は、構成要素である個別食品ごとについて表示する必要があります。個別食品ごとに重量割合上位 1 位の原材料について原料原産地表示が必要です。



■実施にあたっての留意点

- ✓ 重量割合上位 1 位の原材料の特定にあたっては、計量カップ等で量った体積（cc や cm^3 ）ではなく、質量計等による重量（g や kg）で最も多く使用した割合の高い原材料が対象となることに留意が必要です。
- ✓ 試作等により原材料の重量順を決定した際に、重量で最も多く使用した原材料が対象となります。
- ✓ 「製品仕様書」や「製品レシピ」等の文書に、使用した原材料の重量や重量割合が記載されていることが一般的なので、重量割合上位 1 位の原材料を特定する際に参照してください。
- ✓ 製造時に配合した量と、最終製品中に含まれる量が明らかに異なる場合や、濃縮原料や乾燥原料を使用するため、使用した原材料の重量を単純に比較することが適当でない場合には、消費者に誤認を与えることのないよう、表示順の決定に際し留意する必要があります。

👉 Q&A 加工-57



解説 7

Q7

その対象原材料は生鮮食品（生鮮原材料）ですか？
それとも加工食品（加工原材料）ですか？

■実施すべき事項

重量割合上位 1 位の原材料が生鮮食品（生鮮原材料）か加工食品（加工原材料）かを確認したうえで、**Q 8に進んでください。**

■解説

- 重量割合上位 1 位の原材料が生鮮食品（生鮮原材料）と加工食品（加工原材料）とでは、原料原産地表示における産地の表示方法が異なることから、その原材料が生鮮食品か加工食品かを見極める必要があります。
- 生鮮食品（生鮮原材料）は、産地を記載することになりますが、加工食品（加工原材料）は、製造地表示を行うことになります。22 頁を参照ください。



解説

8

Q8

表示をしようとする時点（製造日）を含む今後の1年間に使用される産地について、国別の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みがありますか？

■実施すべき事項

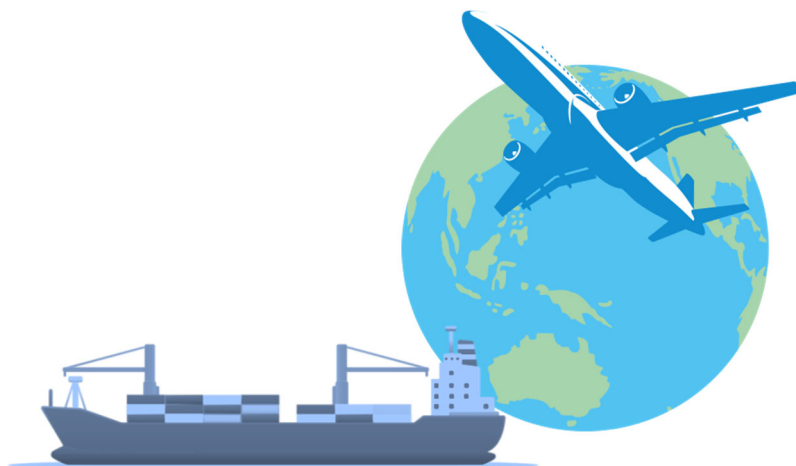
「国別の重量順位の変動や産地切替えの見込みがある」場合は、**Q9に進んでください。**

「国別の重量順位の変動や産地切替えの見込みがない」場合は、**Q12に進んでください。**

- ・産地が1か国の場合
→**そのまま1か国を表示します。**
- ・産地が2か国以上ある場合
→**国別に重量の割合の高い産地から順に国名を表示（国別重量順表示）します。**

■解説

- 表示対象となる原材料について、国別重量順表示を行うことができるか判断するために、表示をしようとする時点（製造日）を含む今後の1年間で国別の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みがあるかを確認します。
- 使用する原材料の産地が、1か国の場合や、産地の配合割合が一定しており、産地の重量順位の変動がないような場合には、国別重量順表示となります。9頁を参照ください。



解説 9

Q9

産地の切替え等の度に、表示の切替え（包材の切替えやラベルシール対応）が可能ですか？

■実施すべき事項

原料原産地について、国別の重量順位の変動や産地の切替えの度に、製品に使用した産地の使用順位に合致した表示（国別重量順表示）による包材に切替えたり、合致した表示のラベルシールを製品に貼り付けて表示することが可能な場合は、**Q12 に進んでください。**

産地の切替え等の度に、表示の切替え（包材の切替えやラベルシール対応）が困難な場合は、**Q10 に進んでください。**

■解説

- 原料原産地について、国別の重量順位の変動や産地の切替えがあるものの、産地の切替え等の都度、産地の国別重量順に合わせた包材に切替えたり、ラベルシールで表示の切替えが可能な場合は、使用した産地の国別重量順に合わせた表示を行います。

【例】

アメリカ産とカナダ産の豚肉を使用しており、通常はアメリカ産 70g + カナダ産 30g であるが、季節や調達の関係でカナダ産 70g + アメリカ産 30g になる場合、以下の2種類の包材（ラベルシール）を用意し、使用順位に応じて使い分ける。

- 包材（ラベルシール）A：豚肉（アメリカ産、カナダ産）
- 包材（ラベルシール）B：豚肉（カナダ産、アメリカ産）

■実施にあたっての留意点

- ✓ 包材は、包材メーカーへの発注から納品されるまでのリードタイムを事前に把握しておく必要があります。
- ✓ 生産指示書等に基づく原材料の配合と、それに合致する国別重量順表示の包材を使用するため、原材料の産地を意識した製造や管理に留意が必要です。

解説 10

Q10

その原材料の産地別使用実績について次のいずれに該当しますか？

- ① 過去3年以内の産地別使用実績を把握した結果、過去実績からみて、今後の1年間に使用される予定の産地について、傾向が同じである
- ② 過去3年以内の産地別使用実績を把握した結果、過去実績と同様の傾向とならない
- ③ 新製品であるが、既存の製品と原材料の管理を共通化している製品がある
- ④ 新製品である（既存の製品と原材料の管理を共通化していない）

■ 実施すべき事項

①③の場合：

「産地別使用実績」を作成したうえで、**Q11に進んでください。**

②④の場合：

「産地別使用計画」を作成したうえで、**Q11に進んでください。**

■ 解説

- 新しい原料原産地表示制度の下では、国別重量順表示が原則となりますが、産地の切替えの度に、それに応じた包材に切替えたり、ラベルシールでの対応ができないなど、国別重量順表示を行うことが困難な場合に限り、過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画の根拠書類の保管などを条件として「又は表示」や「大括り表示」が認められています。
（基準3条2項の表の原料原産地名欄の1の五）（10頁参照）
- 「又は表示」、「大括り表示」等を使用する際の過去の一定期間における産地別使用実績又は今後の一定期間における産地別使用計画の作成方法は、工場の製品ごとのほか、以下のような考え方もできます。
 - － 包材の共通化を図って複数の工場で製造している場合は、共通で包材を使用している製品単位で計上
 - － 製品単位でみて原料の仕入れや処理工程が同じである場合や、原料タンクが同じである場合等で、複数の製品の原材料の管理を共通化している場合は、原材料の管理を共通化している製品単位で計上

👉 Q&A 原原-41

【例】

- ・ 同一製品について、複数の工場において、製造所固有記号を使用し、同一の包材を使用する製品
- ・ 内容量が「100g」、「50g」など内容量だけが異なる製品
（内容量の違いにより原材料を変えているものは除く。）
- ・ 「しょうゆ味」、「みそ味」など味付けだけが異なる製品
（味付け違いにより、味付け部分以外の原材料も変えているものは除く。）
- ・ 原材料が同じ製品（豚肉が1位のしゅうまいと豚肉が1位のぎょうざなど）であって、「豚肉」について製品ごとに区別せずに使用（先入れ先出しなど）して製造される製品
- ・ 同一製造ラインで製造されるレトルトカレーやシチュー、ハヤシライスソースの原材料として使用される「玉ねぎ」について、ストックタンクで一括して管理している場合

「産地別使用実績」を作成する場合の留意事項

[根拠として用いることができる「産地別使用実績」の考え方の例]

- ・ 16頁を参照ください。

[産地別使用実績に示す事項例]

- ・ 過去の一定期間における産地ごとの重量順位の変動又は産地の切替えがあることを示す資料及びこれらの内容を総括した資料
- ・ 同期間における産地ごとの使用割合の順を示す資料及びこれらの内容を総括した資料

など  Q&A 原原-38（17頁参照）


「産地別使用計画」を作成する場合の留意事項

[根拠として用いることができる「産地別使用計画」の考え方の例]

- ・ 16頁を参照ください。

[産地別使用計画に示す事項例]

- ・ 将来の一定期間における産地ごとの重量順位の変動又は産地の切替えがあることを示す資料及びこれらの内容を総括した資料
- ・ 同期間における産地ごとの使用割合の順を示す資料及びこれらの内容を総括した資料

など  Q&A 原原-38（17頁参照）

解説 11

Q11

今後の1年間に使用される予定の対象原材料の産地は、何か国ですか？

■実施すべき事項

産地別使用実績または産地別使用計画において示された原材料の産地を把握して、今後の予定を立てたうえで**Q12に進んでください。**

■解説

- 表示をしようとする時点（製造日）を含む今後の1年間で国別の重量順位の変動や産地切替えが行われる見込みがあり、国別重量順表示が困難な場合、「又は表示」、「大括り表示」、「大括り表示+又は表示」が認められています。
- いずれの表示を行うか検討するうえで、産地別使用実績または産地別使用計画において示された原材料の産地を把握する必要があります。
- 「又は表示」、「大括り表示」を検討するうえで、考えられるパターンとして、以下があります。

パターンA	2 か国（国産+外国 1 か国 又は 外国 2 か国）	51 頁参照
パターンB	3 か国（国産+外国 2 か国）	52 頁参照
パターンC	3 か国以上（外国 3 か国以上）	53 頁参照
パターンD	3 か国以上（国産+外国 3 か国以上） ※国産と外国産の合計の間で重量順位に変動なし	55 頁参照
パターンE	3 か国以上（国産+外国 3 か国以上） ※国産と外国産の合計の間で重量順位に変動あり	57 頁参照


今後の1年間に使用される予定の対象原材料をどのように表示すればよいですか？

■ 解説

(1) 表示場所

一般用加工食品への原料原産地表示は、

- ・ 容器包装に原料原産地名欄を設け、原材料名に対応させて原料原産地を表示する方法
- ・ 原材料名欄に表示してある原材料名に対応させて括弧を付して原料原産地を表示する方法

があります。  Q&A 原原-3

(2) 表示方法に関する基本ルール

原料原産地表示を行う原材料が生鮮食品の場合、原材料が国産品であるものには「国産である旨」を、輸入品であるものには「原産国名」を表示します。
(基準3条2項の表の原料原産地名欄の1の一)

<原則>

『国名のみ』又は国名に「産」を付けて『○○産』と表示します。

【例】	国名のみ	: ロシア、中国、日本
	国名+「産」	: ロシア産、中国産、国産、日本産

<その他>

原材料が国産品の場合、「国産である旨」（国産、日本、日本産など）に代えて以下のような表示ができます。

👉 Q&A 原原-17、20

① 農産物

都道府県名その他一般に知られている地名の表示ができます。

原料原産地表示では国産である旨の表示が原則なので、「国産」よりも狭く限定された地域であれば表示ができます。

例えば、以下のような場合が考えられます。

- ・ 郡名（例：秩父郡）
- ・ 島名（例：屋久島）
- ・ 一般に知られている旧国名（例：土佐、越後等）
- ・ 一般に知られている旧国名の別称（例：信州、甲州等）
- ・ その他一般に知られている地名（例：九州、関東、房総（地域名））

② 畜産物

主たる飼養地が属する都道府県名その他一般に知られている地名の表示ができます。

③ 水産物

水域名、水揚げ港名、水揚げ港又は主たる養殖地が属する都道府県名その他一般に知られている地名の表示ができます。

原材料が輸入品の水産物の場合の留意事項

- ・ 原産国名に水域名を併記することができます。しかしながら、例えばインド洋にあるフランス領ケルゲレン諸島で漁獲された魚（キンメダイ）について、原産国名が「フランス」となると、消費者からはフランス本国の近海で獲れたとの誤解を招く可能性があります。このため、国名だけでは分かりにくい場合、水域名を併記できることとしたもので、例えば「原材料名：キンメダイ（フランス（インド洋））」と表示することができます。

ただし、水域名のみ記載は、国産である旨を示すことになるため、認められません。

（3）表示例

- （1）表示場所及び（2）表示方法に関する基本ルールを踏まえて、原則となる国別重量順表示及び他の5種類のパターン（A～E）について、国内の食品製造会社が「鮭フレーク」を製造し、製品に原料原産地表示をする場合の事例を示します。
- 全表示例に共通している条件は以下のとおりです。
 - － 鮭フレークに使用した原材料名と重量割合順は「鮭、なたね油、食塩、…」です。
 - － よって、「鮭」が重量割合上位1位の生鮮原材料となります。
 - － 次頁以降では、製品への原料原産地を、原材料名欄に括弧書きで表示した場合の表示例を示します。

原材料名：鮭（ロシア産）、なたね油、食塩、…

- － 一括表示枠内に原料原産地名欄を設けた表示や一括表示枠内に表示することが困難な場合は、以下のように、記載箇所を明記したうえで、別の箇所に表示することもできます。

【代替表示例】

原材料名：鮭、なたね油、食塩、…
原料原産地名：ロシア産（鮭）

原材料名：鮭、なたね油、食塩、…
原料原産地名：枠外下部に記載

原料鮭の原産地名 ロシア産

- 表示対象となる原材料が加工原材料である場合は、「製造地表示」となりますが、表示方法の考え方が生鮮原材料と同じとなりますので下記①～⑥を参照ください。なお「製造地表示」の詳細については、22頁を参照ください。



① 国別重量順表示（原則）

対象原材料の産地について、改正前の表示方法と同様に、国別に重量割合の高いものから順に国名を表示します。

（ア）使用した原材料が1か国の場合

使用した原材料の原産国を「（2）表示方法に関する基本ルール」に従いそのまま表示してください。

【北海道で水揚げされた鮭を使用した表示例】

原材料名：鮭（国産）、なたね油、食塩、…

原材料名：鮭（日本）、なたね油、食塩、…

原材料名：鮭（北海道）、なたね油、食塩、…

【ロシアから輸入した鮭を使用した表示例】

原材料名：鮭（ロシア産）、なたね油、食塩、… (国名+産)

原材料名：鮭（ロシア）、なたね油、食塩、… (国名のみ)

（イ）複数国を使用した場合

- ・対象原材料の産地について、使用した国別に重量の割合の高いものから順に国名を表示します。
- ・産地が3か国以上ある場合は、3か国目以降を「その他」と表示することができます。

例：鮭を国産50%、ロシア産30%、チリ産15%、カナダ産5%を使用した場合

【原則に基づく表示例】

原材料名：鮭（国産、ロシア産、チリ産、カナダ産）、なたね油、食塩、… (国名+産)

原材料名：鮭（日本、ロシア、チリ、カナダ）、なたね油、食塩、… (国名のみ)

【「その他」を用いた表示例】

原材料名：鮭（国産、ロシア産、その他）、なたね油、食塩、… (国名+産)

原材料名：鮭（日本、ロシア、その他）、なたね油、食塩、… (国名のみ)

補足説明 チリとカナダが3か国目以降にあたり、「チリ」と「カナダ」を「その他」と表示することもできます。

②パターンA（「国産+外国1か国」又は「外国2か国」）

以下の「又は表示」のみでの表示方法になります。

「又は表示」 10頁参照

例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 60%、チリ産 40%を切替えながら使用した場合であって、今後の1年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア産又はチリ産）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 60%、国産 40%を切替えながら使用した場合であって、今後の1年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア産又は国産）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

【「5%未満」を用いた表示例】

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 96%、国産 4%を切替えながら使用した場合であって、今後の1年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア産又は国産（5%未満））、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順・割合によるものです。

補足説明 国産は4%なので、「国産」の後に括弧を付して、使用割合が5%未満である旨を表示します。また5%未満である旨を具体的な数値（4%）で表示することもできます。



③パターンB（国産+外国2か国）

以下の「又は表示」での表示方法になります。

「又は表示」 10頁参照

例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 60%、チリ産 30%、国産 10%を切替えながら使用した場合であって、今後の1年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア産又はチリ産又は国産）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

【「その他」を用いた表示例】

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 60%、チリ産 30%、国産 10%を切替えながら使用した場合であって、今後の1年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア又はチリ又はその他）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

補足説明 国産が3か国目以降にあたり、「国産」を「その他」と表示することもできます。

【「5%未満」を用いた表示例】

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 60%、チリ産 36%、国産 4%を切替えながら使用した場合であって、今後の1年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア又はチリ又は日本（5%未満））、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順・割合によるものです。

補足説明 国産は4%なので、「日本」の後に括弧を付して、使用割合が5%未満である旨を表示します。また5%未満である旨を具体的な数値（4%）で表示することもできます。

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 60%、チリ産 36%、国産 4%を切替えながら使用した場合であって、今後の1年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア産又はチリ産又はその他）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

補足説明 3か国目を「その他」と表示した場合に、「その他」に対して5%未満である旨の表示は不要です。

④パターンC（外国産3か国以上）

以下の「又は表示」又は「大括り表示」のどちらかの選択ができます。

「又は表示」 10頁参照

例：昨年の生産実績において鮭をロシア産60%、チリ産30%、カナダ産10%を切替えながら使用した場合であって、今後の1年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア又はチリ又はカナダ）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

【「その他」を用いた表示例】

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産60%、チリ産30%、カナダ産10%を切替えながら使用した場合であって、今後の1年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア産又はチリ産又はその他）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

補足説明 カナダ産が3か国目以降にあたり、「カナダ産」を「その他」と表示することもできます。

【「5%未満」を用いた表示例】

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産60%、チリ産36%、カナダ産4%を切替えながら使用した場合であって、今後の1年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア産又はチリ産又はカナダ産（5%未満））、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順・割合によるものです。

補足説明 カナダ産は4%なので、「カナダ産」の後に括弧を付して、使用割合が5%未満である旨を表示します。また5%未満である旨を具体的な数値（4%）で表示することもできます。

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産60%、チリ産36%、カナダ産4%を切替えながら使用した場合であって、今後の1年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア又はチリ又はその他）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

補足説明 3か国目のカナダ産を「その他」と表示した場合に、「その他」に対して5%未満である旨の表示は不要です。

「大括り表示」 12 頁参照

例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 60%、チリ産 30%、カナダ産 10%を切替えながら使用した場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（輸入）、なたね油、食塩、…

補足説明 ロシア、チリ、カナダを「輸入」と括って表示します。



⑤パターンD（国産+外国産 3 か国以上で、国産と外国産の合計の間で重量順位に変動なし）

以下の「又は表示」又は「大括り表示」のどちらかの選択ができます。

「又は表示」 10 頁参照

例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 45%、チリ産 25%、カナダ産 20%、国産 10% を切替えながら使用した場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア産又はチリ産又はカナダ産又は国産）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

【「その他」を用いた表示例】

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 45%、チリ産 25%、カナダ産 20%、国産 10% を切替えながら使用した場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア又はチリ又はその他）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

補足説明 カナダと日本が 3 か国目以降にあたり、それらを「その他」と表示することもできます。

【「5%未満」を用いた表示例】

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 55%、チリ産 25%、カナダ産 16%、国産 4% を切替えながら使用した場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア産又はチリ産又はカナダ産又は国産（5%未満））、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順・割合によるものです。

補足説明 国産は 4%なので、「国産」の後に括弧を付して、使用割合が 5%未満である旨を表示します。また 5%未満である旨を具体的な数値（4%）で表示することもできます。

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 55%、チリ産 42%、カナダ産 2%、国産 1% を切替えながら使用した場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア産又はチリ産又はその他）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

補足説明 3 か国目以降を「その他」と表示した場合に、「その他」に対して 5%未満である旨の表示は不要です。

「大括り表示」 12 頁参照

例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 55%、チリ産 25%、カナダ産 16%、国産 4%を切替えながら使用しており、かつ、その製品に実際に含まれる産地について、常に国産より外国産の方が重量割合が高い場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（輸入、国産）、なたね油、食塩、…

補足説明 産地の重量順は、常に、輸入>国産となるため、輸入と国産を「、」でつないだ表示になります。

■例：昨年の生産実績において鮭を国産 45%、ロシア産 35%、チリ産 16%、カナダ産 4%を切替えながら使用しており、かつ、その製品に実際に含まれる産地について、常に国産より外国産の方が重量割合が高い場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（輸入、国産）、なたね油、食塩、…

補足説明 産地の重量順は、常に、輸入>国産となるため、輸入と国産を「、」でつないだ表示になります。

■例：昨年の生産実績において鮭を国産 55%、ロシア産 25%、チリ産 16%、カナダ産 4%を切替えながら使用しており、かつ、その製品に実際に含まれる産地について、常に外国産より国産の方が重量割合が高い場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（国産、輸入）、なたね油、食塩、…

補足説明 産地の重量順は、常に、国産>輸入となるため、国産と輸入を「、」でつないだ表示になります。



⑥パターンE（国産+外国産 3 国以上で、国産と外国産の合計の間で重量順位に変動あり）

以下の「又は表示」又は「大括り表示+又は表示」のどちらかの選択ができます。

「又は表示」 10 頁参照

例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 45%、チリ産 25%、カナダ産 20%、国産 10%を切替えながら使用した場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア又はチリ又はカナダ又は日本）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

【「その他」を用いた表示例】

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 45%、チリ産 25%、カナダ産 20%、国産 10%を切替えながら使用した場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア産又はチリ産又はその他）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

補足説明 カナダ産と国産が 3 国目以降にあたり、それらを「その他」と表示することもできます。

【「5%未満」を用いた表示例】

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 55%、チリ産 25%、カナダ産 16%、国産 4%を切替えながら使用した場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア産又はチリ産又はカナダ産又は国産（5%未満））、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順・割合によるものです。

補足説明 国産は 4%なので、「国産」の後に括弧を付して、使用割合が 5%未満である旨を表示します。また 5%未満である旨を具体的な数値（4%）で表示することもできます。

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 55%、チリ産 42%、カナダ産 2%、国産 1%を切替えながら使用した場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（ロシア産又はチリ産又はその他）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

補足説明 3 国目以降を「その他」と表示した場合に、「その他」に対して 5%未満である旨の表示は不要です。

「大括り表示+又は表示」 13 頁参照

例：昨年の生産実績において鮭を国産 45%、ロシア産 35%、チリ産 16%、カナダ産 4%を切替えながら使用した場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（輸入又は国産）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

補足説明 ロシア産 35%+チリ産 16%+カナダ産 4%=55%が輸入。一方、国産は 45%であるから、一定期間を平均すると、輸入>国産となるが、重量順の変更があるため「又は表示」になります。

■例：昨年の生産実績において鮭を国産 55%、ロシア産 25%、チリ産 16%、カナダ産 4%を切替えながら使用した場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

原材料名：鮭（国産又は輸入）、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順によるものです。

補足説明 ロシア産 25%+チリ産 16%+カナダ産 4%=45%が輸入、一方、国産は 55%であるから、一定期間を平均すると、国産>輸入となるが、重量順の変更があるため「又は表示」になります。

【「5%未満」を用いた表示例】

■例：昨年の生産実績において鮭をロシア産 55%、チリ産 25%、カナダ産 16%、国産 4%を切替えながら使用した場合であって、今後の 1 年間に使用される予定が同じ場合

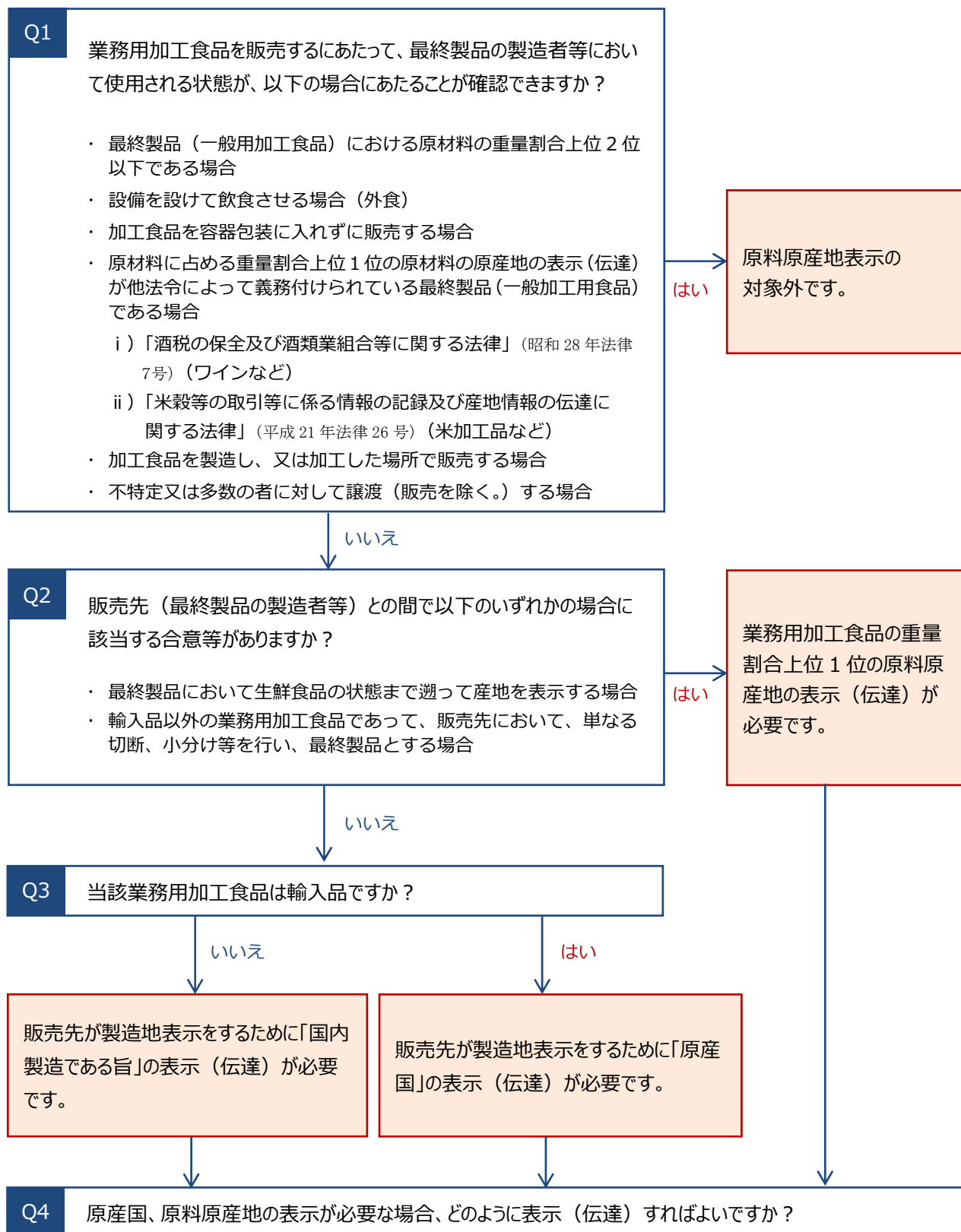
原材料名：鮭（輸入又は国産（5%未満））、なたね油、食塩、…

※鮭の産地は、昨年度の使用実績順・割合によるものです。

補足説明 国産は 4%なので、「国産」の後に括弧を付して、使用割合が 5%未満である旨を表示します。また 5%未満である旨を具体的な数値（4%）で表示することもできます。



2. 表示方法判断フローチャート【業務用加工食品】



※他法令によって表示が義務付けられている場合は、他法令に基づき表示が必要です。

※基準の別表 15 の 2 から 6（個別 5 品目）になるものについては、個別の規定に従った表示をするために必要な産地の表示（伝達）が必要です。

解説 1

Q1

業務用加工食品を販売するにあたって、最終製品の製造者等において使用される状態が、以下の場合にあたることを確認できますか？

- ・ 最終製品（一般用加工食品）における原材料の重量割合上位 2 位以下である場合
- ・ 設備を設けて飲食させる場合（外食）
- ・ 加工食品を容器包装に入れずに販売する場合
- ・ 原材料に占める重量割合上位 1 位の原材料の原産地の表示（伝達）が他法令によって義務付けられている最終製品（一般加工用食品）である場合
 - i) 「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（昭和 28 年法律 7 号）
 - ii) 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成 21 年法律 26 号）（米トレーサビリティ法）
- ・ 加工食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合
- ・ 不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合

■実施すべき事項

いずれかにあたる場合には、原料原産地表示の**対象外**です。

いずれにも該当しない場合には、**Q2 に進んでください**。

■解 説

- ・ 消費者に販売される最終製品において、原料原産地を適正に表示するために、加工原材料等の業務用加工食品の産地情報を、最終製品の製造事業者適切に伝達する必要があります。したがって、最終製品において原料原産地表示義務の対象となる原材料、すなわち最終製品中、重量割合上位 1 位となる原材料については、当該業務用加工食品の原産国又は原料原産地の表示（伝達）が求められます。
- ・ 業務用加工食品が、最終製品において産地表示義務の対象となる原材料にならない場合には、業務用加工食品を取り扱う事業者は原料原産地の表示（伝達）は必要ありません。

■実施にあたっての留意点

- ✓ 当該業務用加工食品が小売事業者で販売され、そのまま消費者が購入する可能性があるものについては、業務用加工食品とはみなされず、一般用加工食品と同様の表示が必要です。28 頁で示した一般用加工食品の表示方法判断フローチャートに則り対応してください。

解説 2

Q2

販売先（最終製品の製造業者等）との間で以下のいずれかの場合に該当する合意等がありますか？

- ・ 最終製品において生鮮食品の状態までさかのぼって産地を表示する場合
- ・ 輸入品以外の業務用加工食品であって、販売先において、単なる切断、小分け等を行い、最終製品とする場合

■実施すべき事項

販売先（最終製品の製造業者等）との間でいずれかに該当する合意等（原料原産地情報の伝達が取引の条件となっている場合、小分けして販売することを前提とした業務用加工食品である場合等）がある場合は、業務用加工食品の重量割合上位 1 位の原料原産地又は生鮮食品の状態までさかのぼった産地情報の表示（伝達）が必要です。**Q 4 に進んでください。**

いずれにも該当しない場合は、**Q3 に進んでください。**

■解 説

- ・ 販売先（最終製品の製造業者等）との合意等の内容によって、業務用加工食品の重量割合上位 1 位の原料原産地又は生鮮食品の状態までさかのぼった産地情報の表示（伝達）の必要性が変わります。



当該業務用加工食品は輸入品ですか？

■実施すべき事項

業務用加工食品が輸入品である場合、販売先が製造地表示をするために「原産国」の表示（伝達）が必要です。

輸入品ではない場合、販売先が製造地表示をするために「国内製造である旨」の表示（伝達）が必要です。

どちらの場合もQ4に進んでください。

■解説

- 「輸入品」の定義は31頁を参照ください。
- なお、最終製品が「輸入品として販売される業務用加工食品」は、従前より原産国名の表示が義務付けられており、今回の新しい原料原産地表示制度の下でも同様の対応が求められます。



原産国、原料原産地の表示が必要な場合、どのように表示（伝達）すればよいですか？

■ 解 説

【表示（伝達）方法】

- 業者間取引では、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等への表示もできます。なお、規格書等へ表示する場合には、容器包装、送り状又は納品書等において、発送、納品された製品が、どの規格書等に基づいているのかを参照できるようにすることが必要です。

☞ Q&A 原原-55

【表示内容】

- 輸入品の場合は「原産国：A国」等と表示します。国内において「製品の内容について実質的な変更をもたらす行為」が行われた業務用加工食品の場合は「原産国名：国産」、「国内製造」、「日本製」等一般用加工食品の製造者等が誤認しない表示（情報伝達）を行う必要があります。

☞ Q&A 原原-53

- また、事業者間で「国内製造である旨」を誤認しない場合に限り、一般用加工食品と同様の表示をすることや、「製造所」の事項名を表示したうえで、製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示することをもって「国内製造である旨」が表示（情報伝達）されているとみなします。

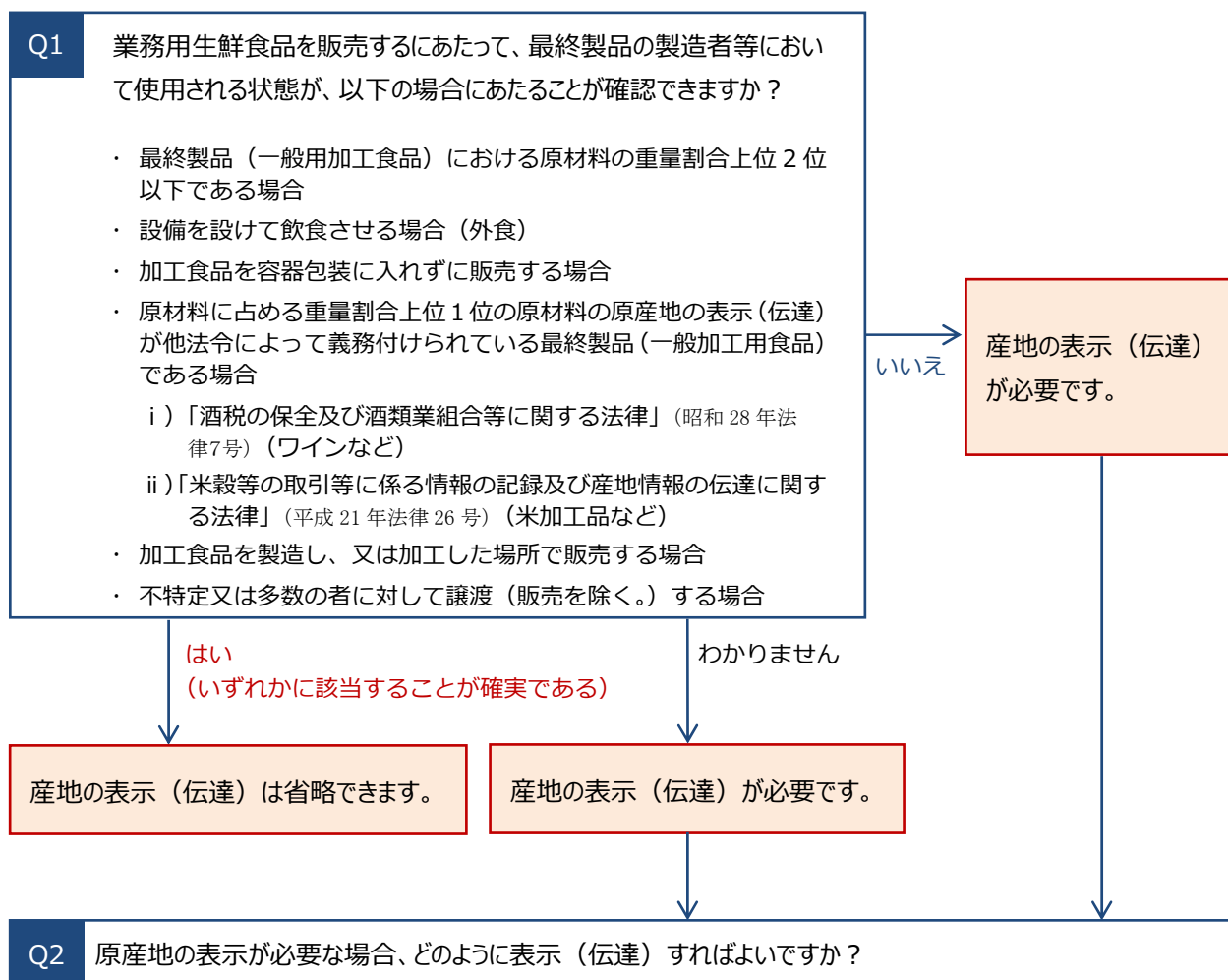
☞ Q&A 原原-53

- 最終製品が輸入品として販売される業務用加工食品は、従前より原産国名の表示が義務付けられており、今回の新しい原料原産地表示制度の下でも同様の対応が求められます。

- 食品関連事業者間の合意に基づき、生鮮食品までさかのぼった原料原産地表示をしている場合は、製造地表示をするために必要な原産国表示（伝達）は不要です。

☞ Q&A 原原-52

3. 表示方法判断フローチャート [業務用生鮮食品]



※他法令によって表示が義務付けられている場合は、他法令に基づき表示が必要です。
 ※基準の別表15の2から6（個別5品目）になるものについては、個別の規定に従った表示をするために必要な産地の表示（伝達）が必要です。

解説 1

Q1

業務用生鮮食品を販売するにあたって、最終製品の製造者等において使用される状態が、以下の場合にわたることが確認できますか？

- ・ 最終製品（一般用加工食品）における原材料の重量割合上位 2 位以下である場合
- ・ 設備を設けて飲食させる場合（外食）
- ・ 加工食品を容器包装に入れずに販売する場合
- ・ 原材料に占める重量割合上位 1 位の原材料の原産地の表示（伝達）が他法令によって義務付けられている最終製品（一般加工用食品）である場合
 - i) 「酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律」（昭和 28 年法律 7 号）
 - ii) 「米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律」（平成 21 年法律 26 号）（米トレーサビリティ法）
- ・ 加工食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合
- ・ 不特定又は多数の者に対して譲渡（販売を除く。）する場合

■実施すべき事項

いずれかに該当し、当該業務用生鮮食品が、原料原産地表示義務のない原材料となることが確実である場合は、産地の表示（伝達）は省略できます。

いずれかにあたらない場合は、産地を表示（伝達）する必要があります。

Q 2 に進んでください。

該当するか分からない場合は、産地を表示（伝達）する必要があります。

Q 2 に進んでください。

■解 説

- ・ 最終製品の原料原産地表示の正確性を確保するため、最終製品において、原料原産地表示義務の対象原材料（重量割合上位 1 位等）となる業務用生鮮食品については、産地の表示の義務があります。
最終製品において、原料原産地名の表示義務がない原材料となることが確実な業務用生鮮食品については、上記の表示は省略できます。
- ・ 最終製品に原料原産地表示が必要かどうか分からない場合は、上記の表示は省略できません。

解説 2

Q2

原産地の表示が必要な場合、どのように表示（伝達）すればよいですか？

■ 解 説

【表示（伝達）方法】

- 業者間取引では、容器包装に限らず、送り状、納品書等又は規格書等への表示もできます。なお、規格書等へ表示する場合には、容器包装、送り状又は納品書等において、発送、納品された製品が、どの規格書等に基づいているのかを参照できるようにすることが必要です。

☞ Q&A 原原-58

【表示内容】

- 加工食品の原料原産地名の表示の根拠となるものですから、業務用生鮮食品の産地の表示方法は、加工食品の原料原産地名の表示方法と同様に、国産品であるものには「国産である旨」を、輸入品にあつては「原産国名」となります。

☞ Q&A 原原-57



第3章

Q & A

1. 表示対象
2. 表示方法
3. 使用実績等
4. 加工原材料の製造地表示
5. 業務用
6. その他

1. 表示対象

Q：自社の加工工場で下味をつけたものや、冷凍食品を業者から仕入れて、店舗で揚げてそうざいや弁当に使用している場合の表示はどのようにすればいいのでしょうか？

A：店内で揚げている商品については、食品を製造し、又は加工した場所で販売する場合にあたりますので、原料原産地表示の対象外となります。

Q：おにぎりの「のり」について、2個入りも対象でしょうか？

A：対象となります。
ただし、たくあん等を添えた場合は「おにぎり弁当」となるので対象外となります。

Q：ミックスゼリーを製造しています。

原材料名の最初に果肉（白桃、みかん、黄桃、パイナップル）と表示している場合の原料原産地の表示は、重量の一番多い「白桃」のみでよいのでしょうか？
それとも全部表示しなければならないのでしょうか？

A：果肉をまとめて表示しているのであれば、果肉の中の白桃と、果肉以外で次に多い原材料を比較して、一番多い原材料に原料原産地を表示する必要があります。
括り表示を全てバラバラにしてみても、一番多い原材料に原料原産地を表示することになります。

Q：重量割合上位2位以下の原材料についても原料原産地表示を行うことは認められますか？

A：認められます。重量割合上位2位以下の原材料について原料原産地表示を行う際には、義務表示と同様の表示方法で行うこととなります。また、おにぎりののりについては、重量割合順にかかわらず、原料原産地表示をする必要があります。

2. 表示方法

Q：産地の記載方法は、「アメリカ」と「アメリカ産」のいずれでも可能でしょうか？

A：可能です。

Q：キャンデーを製造しています。

砂糖と水飴が同量となることがあります。この場合は両方の産地を表示する必要がありますのでしょうか？

A：砂糖と水飴が同量で重量割合上位1位となる場合、両方を表示することになります。

Q：弁当を製造しています。

ごはんが1位となるため、「米（国産）」と表示していますが、今後もこの表示で問題ないでしょうか？

A：弁当について、ごはんが一番多い場合は、ごはんは米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律により産地情報の伝達が義務付けられているので現行どおりで問題ありません。

Q：「又は表示」について、「A又はB」と表示した場合、実際に使用する原材料の産地として、Aのみ、Bのみの場合があっても問題ないことになっていますが、「A又はB又はC」と表示した場合も、同様に実際に使用する原材料の産地として、Aのみ、Bのみ、Cのみの場合があっても問題ないでしょうか？

A：問題ありません。

「A又はB又はC」と表示した場合、「Aのみ」「Bのみ」「Cのみ」「A又はB」「B又はC」「A又はC」「A又はB又はC」の7パターンの意味を示すため、実際に使用する原材料の産地がこの範囲であれば、表示の切り替えは必要ありません。

3. 使用実績等

Q：産地別使用実績順は、仕入実績順でいいですか？それとも使用実績順でしょうか？

A：使用実績順で記載ください。

Q：新商品を出す場合、「類似商品の過去の使用実績」を「当該新商品の過去の使用実績」として扱うことは可能でしょうか？

A：類似商品と共通の原料を、同一に管理しているものであれば可能です。

ただし、原料の管理が共通化していると判断できない場合は、新たな計画に基づいて表示することが必要です。

Q：使用実績とその根拠資料について、どのようなものを準備すればよいでしょうか？

A：マニュアル 18 頁に示された使用実績の根拠として準備すべき資料例として示した(1)～(4)のすべての資料を事業者は用意しておく必要があります。産地別使用実績を把握するために、当該製品の製造記録を整理したものが(1)で示した資料であり、これを作成する上でもとになる資料として(2)～(4)が位置付けられます。実際には、マニュアルで示されたようなきれいな形で整理された資料が存在しない場合は、必要となる情報が何らかの形で記録されている資料の整理及び保管が求められます。

Q：「又は表示」を行う場合、使用実績があるにもかかわらず、使用計画を作成し、それを根拠資料にすることは認められますか？

A：使用実績と使用計画のいずれを根拠資料にしても、制度上は認められていますが、消費者に対するしかるべき情報提供という観点からは、産地に変更がないのであれば、使用実績を根拠資料にすることが望ましいです。

Q：使用実績（使用計画）に基づいた表示を行っていたが、自然災害や伝染病などの事情で、使用実績（使用計画）と実際の使用した産地とが異なった場合は、違反となりますか？

A：自然災害や伝染病などにより、食品製造や原料調達に重大な影響が発生した場合、表示の監視を行う行政部局において、衛生事項を除き、運用上の取締りの対象としないこととする対応が行われることがあります。その場合であっても、表示した原料原産地と実際に使用した原材料の産地が異なる場合は、販売場所での POP やホームページでの告知等で、消費者への情報提供に努めることが望まれます。

4. 加工原材料の製造地表示

Q：加工原材料である対象原材料の生鮮原材料の産地が判明している場合で、原料原産地欄を設け表示する方法の他に、以下の通り原材料名欄に表示する方法は可能でしょうか？

原材料名：りんご果汁（りんご（国産））

A：可能です。

Q：しょうゆを製造しています。

自社製造のしょうゆに脱脂加工大豆を使用しています。

大豆の原産国はアメリカ、中国等ですが、脱脂工程が海外でされるものと国内でされるものがあります。

国内で脱脂加工されたものは「脱脂加工大豆（国内製造）」の表示で問題ないでしょうか？

A：問題ありません。

なお脱脂工程が海外の場合は、脱脂加工大豆（A国製造）等と表示することになります。

Q：一般加工食品メーカーが、重量割合上位1位の加工原材料について、生鮮原材料までさかのぼって表示したいと考えている場合、一般加工食品メーカーが、業務用食品メーカーではなく、当該生鮮原材料の供給者に対して、直接生産地に関する情報を収集することは認められるでしょうか？

A：重量割合上位1位の加工原材料について、生鮮原材料までさかのぼって表示することは、事業者による任意の判断に委ねられています。このとき、当該表示を考えている事業者において、加工原材料の原料の産地が生鮮原材料の状態までさかのぼって判明していることが客観的に確認できることが求められますが、その手法については特に制限はありません。

5. 業務用

Q：輸出用に確実に使用される業務用加工食品にも表示する必要があるのでしょうか？

A：表示は不要です。

Q：業務用加工食品の場合、規格書に表示可能でしょうか？通常は成分に変更が無ければ初回のみ提出するものであり、その1回だけ記載したものを提出すればいいのでしょうか？

A：規格書等を受け取る相手側が、原産地に変更が無い限り連絡がないことを理解しているのであれば、その運用でも可能です。

Q：業務用加工食品の場合、製造所固有記号の表示（情報伝達）をもって、「国内製造である旨」が表示（情報伝達）されていることとみなされますか？

A：そのような場合は、認められません。

小分けのような加工行為を行っており、加工者として製造所固有記号を使用されていることもあるので、そのような誤認がないよう、「製造所」の事項名を表示したうえで、製造所の所在地及び製造者の氏名又は名称を表示することをもって、「国内製造である旨」が表示（情報伝達）されているものとみなされます。

6. その他

Q：「又は表示」する場合の注意書きにおいて、産地別使用実績の表示例や、賞味期限の例は和暦ではなく、西暦表示でも問題ないでしょうか？

A：西暦の表示でも問題ありません。

Q：令和2（2020）年4月から加工食品の新法表示と、令和4（2022）年4月の原料原産地表示の2度の包材等の切替えが必要になるのでしょうか？

A：令和2（2020）年4月までに原料原産地表示が間に合わなければ、2回切替えが必要です。

第4章

関連法令

1. 基準の別表 15 (3条、10条関係)
2. 基準の別表 1 (2条関係)
3. 基準の別表 2 (2条関係)

1. 基準の別表 15 (3条、10条関係) —22 食品群と個別 5 品目—

- 1 次に掲げるもののうち、原材料及び添加物に占める重量の割合が最も高い生鮮食品 ((5) の緑茶及び緑茶飲料にあっては荒茶の原材料、(6)のもちにあっては米穀、(8)の黒糖及び黒糖加工品にあっては黒糖の原材料、(9)のこんにやくにあってはこんにやくいも (こんにやくの原材料であるこんにやく粉の原材料として用いられたこんにやくいもを含む。)、(18)のこんぶ巻にあってはこんぶに限る。) の当該割合が五十パーセント以上であるもの
 - (1) 乾燥きのご類、乾燥野菜及び乾燥果実 (フレーク状又は粉末状にしたものを除く。)
 - (2) 塩蔵したきのご類、塩蔵野菜及び塩蔵果実 (農産物漬物を除く。)
 - (3) ゆで、又は蒸したきのご類、野菜及び豆類並びにあん (缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)
 - (4) 異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのご類を異種混合したもの (切断せずに詰め合わせたものを除く。)
 - (5) 緑茶及び緑茶飲料
 - (6) もち
 - (7) いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生及びいり豆類
 - (8) 黒糖及び黒糖加工品
 - (9) こんにやく
 - (10) 調味した食肉 (加熱調理したものと及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)
 - (11) ゆで、又は蒸した食肉及び食用鳥卵 (缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)
 - (12) 表面をあぶった食肉
 - (13) フライ種として衣をつけた食肉 (加熱調理したものと及び調理冷凍食品に該当するものを除く。)
 - (14) 合挽肉その他異種混合した食肉 (肉塊又は挽肉を容器に詰め、成形したものを含む。)
 - (15) 素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類及びこんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類 (細切若しくは細刻したもの又は粉末状にしたものを除く。)
 - (16) 塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類
 - (17) 調味した魚介類及び海藻類 (加熱調理したものと及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。)
 - (18) こんぶ巻

- (19) ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く。）
- (20) 表面をあぶった魚介類
- (21) フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したもの及び調理冷凍食品に該当するものを除く。）
- (22) 4又は14に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く。）

- 2 農産物漬物
- 3 野菜冷凍食品
- 4 うなぎ加工品
- 5 かつお削りぶし
- 6 おにぎり（米飯類を巻く目的でのりを原材料として使用しているものに限る。）

2. 基準の別表1（2条関係）—加工食品—

- 1 麦類
精麦
- 2 粉類
米粉、小麦粉、雑穀粉、豆粉、いも粉、調製穀粉、その他の粉類
- 3 でん粉
小麦でん粉、とうもろこしでん粉、甘しよでん粉、ばれいしよでん粉、タピオカでん粉、サゴでん粉、その他のでん粉
- 4 野菜加工品
野菜缶・瓶詰、トマト加工品、きのこ類加工品、塩蔵野菜（漬物を除く。）、野菜漬物、野菜冷凍食品、乾燥野菜、野菜つくだ煮、その他の野菜加工品
- 5 果実加工品
果実缶・瓶詰、ジャム・マーマレード及び果実バター、果実漬物、乾燥果実、果実冷凍食品、その他の果実加工品
- 6 茶、コーヒー及びココアの調製品
茶、コーヒー製品、ココア製品
- 7 香辛料
ブラックペッパー、ホワイトペッパー、レッドペッパー、シナモン（桂皮）、クローブ（丁子）、ナツメグ（肉づく）、サフラン、ローレル（月桂葉）、パプリカ、オールスパイス（百味こしょう）、さんしょう、カレー粉、からし粉、わさび粉、しょうが、その他の香辛料
- 8 めん・パン類
めん類、パン類
- 9 穀類加工品
アルファー化穀類、米加工品、オートミール、パン粉、ふ、麦茶、その他の穀類加工品
- 10 菓子類
ビスケット類、焼き菓子、米菓、油菓子、和生菓子、洋生菓子、半生菓子、和干菓子、キャンデー類、チョコレート類、チューインガム、砂糖漬菓子、スナック菓子、冷菓、その他の菓子類
- 11 豆類の調製品
あん、煮豆、豆腐・油揚げ類、ゆば、凍り豆腐、納豆、きなこ、ピーナッツ製品、いり豆、その他の豆類調製品

- 12 砂糖類
砂糖、糖蜜、糖類
- 13 その他の農産加工食品
こんにゃく、その他 1 から 12 までに分類されない農産加工食品
- 14 食肉製品
加工食肉製品、鳥獣肉の缶・瓶詰、加工鳥獣肉冷凍食品、その他の食肉製品
- 15 酪農製品
牛乳、加工乳、乳飲料、練乳及び濃縮乳、粉乳、発酵乳及び乳酸菌飲料、バター、チーズ、アイス
クリーム類、その他の酪農製品
- 16 加工卵製品
鶏卵の加工製品、その他の加工卵製品
- 17 その他の畜産加工食品
蜂蜜、その他 14 から 16 までに分類されない畜産加工食品
- 18 加工魚介類
素干魚介類、塩干魚介類、煮干魚介類、塩蔵魚介類、缶詰魚介類、加工水産物冷凍食品、練り製品、
その他の加工魚介類
- 19 加工海藻類
こんぶ、こんぶ加工品、干のり、のり加工品、干わかめ類、干ひじき、干あらめ、寒天、その他の
加工海藻類
- 20 その他の水産加工食品
18 及び 19 に分類されない水産加工食品
- 21 調味料及びスープ
食塩、みそ、しょうゆ、ソース、食酢、調味料関連製品、スープ、その他の調味料及びスープ
- 22 食用油脂
食用植物油脂、食用動物油脂、食用加工油脂
- 23 調理食品
調理冷凍食品、チルド食品、レトルトパウチ食品、弁当、そうざい、その他の調理食品
- 24 その他の加工食品
イースト、植物性たんぱく及び調味植物性たんぱく、麦芽及び麦芽抽出物並びに麦芽シロップ、
粉末ジュース、その他 21 から 23 までに分類されない加工食品
- 25 飲料等
飲料水、清涼飲料、酒類、氷、その他の飲料

3. 基準の別表 2（2 条関係）—生鮮食品—

- 1 農産物（きのご類、山菜類及びたけのこを含む。）
 - (1) 米穀（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び精麦又は雑穀を混合したものを含む。）
玄米、精米
 - (2) 麦類（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったものと及び単に切断したものを含む。）
大麦、はだか麦、小麦、ライ麦、えん麦
 - (3) 雑穀（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったものと及び単に切断したものを含む。）
とうもろこし、あわ、ひえ、そば、きび、もろこし、はとむぎ、その他の雑穀

- (4) 豆類（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの及び単に切断したものを含み、未成熟のものを除く。）
大豆、小豆、いんげん、えんどう、ささげ、そら豆、緑豆、落花生、その他の豆類
- (5) 野菜（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び単に凍結させたものを含む。）
根菜類、葉茎菜類、果菜類、香辛野菜及びつまもの類、きのこ類、山菜類、果実的野菜、その他の野菜
- (6) 果実（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び単に凍結させたものを含む。）
かんきつ類、仁果類、核果類、しょう果類、殻果類、熱帯性及び亜熱帯性果実、その他の果実
- (7) その他の農産食品（収穫後調整、選別、水洗い等を行ったもの、単に切断したものと及び単に凍結させたものを含む。）
糖料作物、こんにゃくいも、未加工飲料作物、香辛料原材料、他に分類されない農産食品

2 畜産物

- (1) 食肉（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。）
牛肉、豚肉及びいのしし肉、馬肉、めん羊肉、山羊肉、うさぎ肉、家きん肉、その他の肉類
- (2) 乳
生乳、生山羊乳、その他の乳
- (3) 食用鳥卵（殻付きのものに限る。）
鶏卵、アヒルの卵、うずらの卵、その他の食用鳥卵
- (4) その他の畜産食品（単に切断、薄切り等したもの並びに単に冷蔵及び凍結させたものを含む。）

3 水産物（ラウンド、セミドレス、ドレス、フィレー、切り身、刺身（盛り合わせたものを除く。）、むき身、単に凍結させたものと及び解凍したものと並びに生きたものを含む。）

- (1) 魚類
淡水産魚類、さく河性さけ・ます類、にしん・いわし類、かつお・まぐろ・さば類、あじ・ぶり・しいら類、たら類、かれい・ひらめ類、すずき・たい・にべ類、その他の魚類
- (2) 貝類
しじみ・たにし類、かき類、いたやがい類、あかがい・もがい類、はまぐり・あさり類、ばかがい類、あわび類、さざえ類、その他の貝類
- (3) 水産動物類
いか類、たこ類、えび類、いせえび・うちわえび・ざりがに類、かに類、その他の甲かく類、うに・なまこ類、かめ類、その他の水産動物類
- (4) 海産ほ乳動物類
鯨、いるか、その他の海産ほ乳動物類
- (5) 海藻類
こんぶ類、わかめ類、のり類、あおさ類、寒天原草類、その他の海藻類

加工食品の原材料の産地表示についてのお問い合わせ

消費者庁

消費者庁食品表示企画課
電話番号：03-3507-8800（代）

農林水産省

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課
電話番号：03-6744-2099

農林水産省地方農政局・内閣府沖縄総合事務局

名称	電話番号	管轄区域（都道府県）
北海道農政事務所 消費・安全部米穀流通・食品表示監視課	TEL：011-330-8825	北海道
東北農政局 消費・安全部米穀流通・食品表示監視課	TEL：022-221-6108	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
関東農政局 消費・安全部米穀流通・食品表示監視課	TEL：048-740-0090	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、神奈川、山梨、長野、静岡
関東農政局東京都拠点	TEL：03-5144-5266	東京
北陸農政局 消費・安全部米穀流通・食品表示監視課	TEL：076-232-4113	新潟、富山、石川、福井
東海農政局 消費・安全部米穀流通・食品表示監視課	TEL：052-223-4611	岐阜、愛知、三重
近畿農政局 消費・安全部米穀流通・食品表示監視課	TEL：075-414-9026	滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山
近畿農政局大阪府拠点	TEL：06-6941-9060	大阪
中国四国農政局 消費・安全部米穀流通・食品表示監視課	TEL：086-224-9409	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局 消費・安全部米穀流通・食品表示監視課	TEL：096-211-9156	佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
九州農政局福岡県拠点	TEL：092-281-8289	福岡
沖縄総合事務局農林水産部消費・安全課	TEL：098-866-1672	沖縄

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）

名称	電話番号	管轄区域（都道府県）
農林水産消費安全技術センター 札幌センター	TEL：050-3481-6021	北海道
農林水産消費安全技術センター 仙台センター	TEL：050-3481-6022	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
農林水産消費安全技術センター 本部	TEL：050-3481-6023	茨城、栃木、群馬、埼玉、東京、新潟
農林水産消費安全技術センター 横浜事務所	TEL：050-3481-6024	千葉、神奈川、山梨、長野、静岡
農林水産消費安全技術センター 名古屋センター	TEL：050-3481-6025	富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重
農林水産消費安全技術センター 神戸センター	TEL：050-3481-6026	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、鳥取、島根、岡山、広島、徳島、香川、愛媛、高知
農林水産消費安全技術センター 福岡センター	TEL：050-3481-6027	山口、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

最寄りの各都道府県 問合せ先は、下記ウェブページで御確認ください。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/contact/prefectures/

平成 29・30 年度 食品表示・トレーサビリティ推進委託事業 原料原産地表示制度のマニュアル作成に関する検討会

【委員】（五十音順・敬称略・役職は平成 30 年 11 月 1 日時点、以下同様）

有馬 大輔	ハウス食品グループ本社株式会社 品質保証統括部 表現監督課長
飯島 陽子	神奈川工科大学 応用バイオ科学部 栄養生命科学科 教授
伊藤 直之	株式会社ニチレイフーズ 品質保証部 表示規格グループ
岩井 弘光	株式会社シジシージャパン 品質保証室 室長
櫻庭 隆司	独立行政法人農林水産消費安全技術センター 表示監視部表示指導課 課長
津田 拓矢	株式会社ちぼり 営業・開発本部 開発部 次長
◎ 森光 康次郎	お茶の水女子大学 大学院 人間文化創成科学研究科 ライフサイエンス専攻 教授
渡邊 健介	一般財団法人食品産業センター 参与


（◎は委員長）

【オブザーバー】

消費者庁 食品表示企画課
農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課

【事務局】

MS & ADインターリスク総研株式会社



食品表示・トレーサビリティ推進委託事業

新しい原料原産地表示制度～事業者向け活用マニュアル～

平成30年1月発行

平成30年11月改訂（修正：令和元年9月、令和2年4月、令和2年7月、令和4年3月）

発行：農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課

